〈財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」令和６年第３号（通巻第 157 号）2024 年８月〉

金融所得課税・富裕層課税の新たな展開

岡　直樹[*1]

要　約

2021 年５月，米議会下院歳入委員会小委員会は，「米国の優先課題のための財源確保：富裕層に対する税制上の優遇措置の改革」と題する公聴会を開催した。また，2023 年 11 月，上院予算委員会は，税務執行の在り方もテーマとして「公平と責任ある財政：富裕層の税逃れを取り締まる」と題する公聴会を開催した。

本研究は，両公聴会のために米議会両院税制合同委員会が用意した包括的な報告書における分析や，近年の高額所得者に注目した税制改革提案の経験などを参考に，ポスト・コロナの金融所得課税・富裕層課税の展望について探ろうとするものである。米国の経験や知見に注目した理由は，米国（連邦税）は税収の非常に大きな部分を所得税から得ており，その在り方をめぐって深度ある議論が行われてきていること，ポスト・パンデミックにおける税制の累進度と財源はどうあるべきかというタイムリーな問題意識を議論していることによる。

本稿は，日米の金融資産・所得の富裕層への集中や，分配の現状を分析している。次に，歳入確保と税負担の歪み是正のための制度的な対応の選択肢について，わが国が令和５年度改正で創設した富裕層ミニマム税のほか，米国の経験や議論で取り上げられている追加税型（surcharge），そして，より野心的な取組である含み益課税型（mark-to-market）の提案などを取り上げ，検討・評価している。

また，制度的に課税上優遇されている金融資産は富裕層に大きく集中していることから，富裕層の課税の在り方を変えることにより，金融所得税制一般に変更を加えなくても負担の適正化に有効に対応することができると主張している。

ポスト・パンデミックの経済において，優先的な課題に取り組むための財源を効率的かつ公平に調達し，包摂的な経済成長を促進する税制をいかに構想するかは，各国共通の課題となっている。富裕層課税に焦点をあて，支払能力に応じた税制とは何か，税制全体として捉えた累進度をどの程度回復すべきか，そのための制度的な選択肢は何か，そして，それらオプションの負担の適正化と財源への貢献の規模感はどうか。これらが本稿の探求するテーマである。

（注）本稿における「富裕層」とは，上位 0.1% の納税者（合計所得金額 5,000 万円超）をイメージしている。

キーワード：個人所得課税，富裕層，格差，キャピタルゲイン課税，再分配

JEL Classification：H24，D31，D63

＊１　東京財団政策研究所主任研究員

Ⅰ．はじめに

岸田総理は，政策パンフレット[1]で，「『成長』と『分配』の好循環に向けた政策を総動員」するための具体策の一つとして「金融所得課税の見直しなど『1億円の壁』の打破」を掲げて2021年の自民党総裁選に勝利した。政権の看板政策の一つである分配政策において，富裕層の金融所得課税の在り方が重要であると位置づけた。

租税法の教科書は，「所得税は所得の金額が大きいほど税負担割合が大きくなるように設計されている」「能力に応じた公平な税負担の実現や富の再配分といった目的によく適合している」などと説明している[2]。そして，所得税がこうした役割を効果的に果たすため，所得税（国税）の税率は，課税される所得金額に応じて，195万円未満の場合の5%から，4,000万円以上の場合の45%まで7段階の累進税率を用意している。

しかし，所得階級別の税負担率のグラフを国税庁の税務統計から作成すると，現実の税負担率（税額を課税所得の額で除した実効税負担率）は所得金額1億円を境に，富裕層になるほど税負担率が下がっている（図4参照）。それはなぜか。株式譲渡益や配当所得などの金融所得には給与所得や事業所得といった総合課税される所得に適用される累進税率最高45%より大幅に低い15%の税率が適用されていることが原因であることが分かっている。

コロナ禍は富裕層への富の集中を加速させたという複数の指摘がある。たとえば，格差問題に取り組んでいる著名な国際NGO法人の一つであるOxfam（本部英国・オックスフォード）は，2020年以降，世界の1%の富裕層は新たな富のほぼ3分の2を獲得しているが，これは残り99%の人口の倍近くであるとしている[3]。

長期間の税務統計からTop1%といった超富裕層への富の集中が歴史的に進んでいることを明らかにしたトマ・ピケティ教授の「21世紀の資本」が経済専門書としては異例のベストセラーとなったように，富裕層への富の集中とそのことがもたらす不公平への市民の関心は高く，21世紀の分配政策を考える上で私たちの社会・コミュニティが避けて通れない重要な課題の一つとなった[4]。

金融所得課税を巡っては，分配（格差是正）のほか，市場（株価）へのインパクト，イノベーションや創業促進，「貯蓄から投資への流れ」など，様々な論点が関係している。異なった政策目的を持つこれらの問題について包括的に検討するためには，研究者が利用できる統計や個別情報へのアクセス制約から限界があるとしても，税制を構想する土台となるような「課税ベースの現状」や「負担の分布」についてのデータや分析が必要である。

本稿では，日本の格差の現状や金融所得課税を巡る課税ベースの現状や負担の分布を，先行

1）岸田（2021）「岸田文雄政策集」

2）金子（2021）「租税法」（24版）89頁は，「所得及び財産は担税力の尺度としてよりすぐれており，（略）累進税率の適用が可能であるから，これらの租税は公平な税負担の配分ならびに富の再配分の要請によりよく適合している。」と指摘する。

3）OXFAM（2023）“Survival of the Richest,” Figure 1

4）ピケティ教授は，歴史的に資本収益率が経済成長率を上回る（r>g）と指摘している。もっともこの命題について，有力な主流派経済学者からは，理論的な精緻さを欠くといった批判もなされている。しかし，「世界的規模で所得分配の不公正が進んでいることは，否定できない事実」であり，ピケティの著作が広く読まれた背景には，そうした深刻な国内情勢に職業的経済研究者が正面から取り組んでこなかったことがあるのではないかとも述べられている。大瀧（2015）

研究や税制調査会資料に国税庁の税務統計データを利用して筆者が行った分析を加えることで実証的に把握する。筆者は，以前のフィナンシャル・レビュー収録の論考等[5]において，実証的な研究に基づき，所得税収の大きな部分は少数の高額所得者により支えられていることや，高額所得者とそれ以外では所得構成等が大きく異なっているという事実は，所得税制の課税ベースを考える上で高額所得者の納税行動に注目することの有益性を示唆していると指摘した。本研究では，過去の研究から得られた知見も参考にしたい。

そして，富裕層への課税を通じた格差是正策について，わが国及び米国の経験を参考に，具体的なオプションを評価・検討する。検討にあたっては，各選択肢のもつ負担の適正化へのインパクトや財源としての規模感についてなるべく示すように努めた。

（注）本稿における「富裕層」とは，上位 0.1% の納税者（合計所得金額 5,000 万円超）をイメージしている（後述Ⅵ－１参照）。

Ⅱ．富裕層課税をめぐる米国議会公聴会における議論とその示唆

Ⅱ－１．ポスト・パンデミックの税・財政の潮流を展望した公聴会

2021 年５月，コロナ・パンデミックの真っ只中で，米国下院歳入委員会歳入特別対策小委員会が「米国の優先課題のための財源確保：富裕層に対する税制上の優遇措置の改革」と題する公聴会を開催した[6]。テーマは，標題にあるように，富裕層の所得課税の在り方を見直し，財源につなげようというものである。また，2023 年 11 月には，上院予算委員会が「公平と責任ある財政：富裕層の税逃れを取り締まる」と題する公聴会を開催した[7]。こちらは，2021 年の公聴会で取り上げたテーマのほか，執行も含めた富裕層の税負担の在り方に焦点をあてている。

2021 年の下院公聴会も，2023 年の上院公聴会も，民主党の委員長の下で行われているが，両院税制合同委員会（Joint Committee on Taxation）スタッフが政党中立的な立場で作成した米議会報告書「高額所得者及び高資産保有者の課税に関する現行税制及び背景について」JCT（2021），JCT（2023）が提出されている。

米議会報告書は，金融資産は富裕層に集中していることの指摘からはじまっている（表２参照）。金融資産の富裕層への集中は日本でも同様である（図３参照）。

次に，こうした集中が税制に与えている影響が問題になる。

日・米を含む各国は，包括的所得課税を基本としているが，金融所得は軽課税されており，金融所得課税は包括的所得課税の“アキレス腱”といわれている[8]。

また，包括的所得概念の下では，所有資産の価値の増加益も原則として課税ベースに含まれるが，未実現利益を捕捉し評価することが困難であることから，資産の譲渡所得は実現主義により課税されている。このため，未実現のキャ

5）岡（2009，2014）
6）2021 年５月 12 日　米下院歳入委員会 Subcommittee on Select Revenue Measures Hearing on “Funding Our Nation’s Priorities: Reforming the Tax Code’s Advantageous Treatment of the Wealthy”
7）2023 年 11 月８日 米上院予算委員会　Hearing on “Fairness and Fiscal Responsibility: Cracking Down on Wealthy Tax Cheats”
8）田近（2002）

表１　ポスト・コロナの重要施策の財源調達にあたっての基本的考え方（米国の経験）

① 税制の一番の目的は歳出を賄うための歳入確保であること， ② コロナ禍に対応するため，政府は肥大化したこと， ③ 今後，歳入を増やすか，債務を増やすことが必要であること， ④ 対応は議会が決定する事項であること， ⑤ 仮に議会が歳入増を考える場合，選択肢評価の指標としては，「効率」「公平（水平・垂直）」「簡素」があること， ⑥ コロナは，国民各層に異なったインパクトを与えたこと， ⑦ ポスト・コロナでは公平性の議論が大事になっており，それはとりもなおさず「納税者の支払能力に応じてどの程度課税すべきか」，換言すれば，税制全体でみた累進度はどうあるべきかについての検討であること。

（出所）JCT（2021）「Introduction」より筆者作成。

ピタルゲイン（含み益）に対する所得税課税は繰り延べられ，納税者にとってメリットがある[9]。含み資産のある金融資産が富裕層に集中しているため，不釣り合いに大きな利益をもたらしていると認識されるようになっている[10]。

富裕層に集中している金融資産のリターンを軽課税ないし含み益に課税しないことで，所得税の累進構造は損なわれる。米国（連邦税）は税収の８割[11]を個人所得税から得ており，所得税をめぐる問題についての問題意識は日本そして欧州各国より格段に高いものと思われる。

以下では，米議会報告書の中から，所得課税に関する部分を中心に，わが国にとって参考になる議論を探る。

Ⅱ－２．基本的な指摘

パンデミック中に完全オンラインで実施された米議会報告書 JCT（2021）の一節には，ポスト・コロナの税制・財政を構想する上で，わが国も共有しうる（すべき）基本的な視点が集約され，示されている（表１参照）。

Ⅱ－３．納税者の「支払能力」をどう測るか

納税者の支払能力を示す指標として，米議会報告書 JCT（2021）２頁は「所得」と「資産（wealth）」があると指摘する。

Ⅱ－３－１．所得

所得について，所得の概念は，一般に，ある期間における個人の純財産の変化と消費の額である（包括的所得概念）としたうえで，次を指摘している。

- すべての富が容易に換金できる資産で保有されているわけではないので，所得は富よりも支払能力を測る尺度としてより適切といいうる。
- 広義の所得税（broad income tax）には，資産価値の変化をどのように測定すべきかといった執行上の問題がある。
- 経済効率の問題もある。高い限界所得税率は労働意欲や投資をどのように歪ませるのか，といった点である。

９）JCT（2023）58 頁

10）米財務省（2024）83 頁

11）主要国の国税税収に占める各税目の割合　％　（2020）

	法人税	所得税	GST
France	15.7	25.9	46.1
Germany	4.5	42.9	52.2
Japan	22.0	30.2	42.8
United Kingdom	9.9	39.1	42.1
United States	9.3	82.4	7.3

（出所）OECD Revenue Statistics より筆者作成。

Ⅱ－３－２．資産（wealth/ 富）

もう一つの可能性は，納税者の資産（富）を支払能力の指標とすることである。多くの資産を持つ納税者は，より多くの税金を支払う能力がある。

- 貯蓄や消費のパターンによって，同じような境遇の納税者を異なるように扱う可能性がある。
- 資産に直接課税（富裕税）する場合，執行上の懸念がある[12]。
- 資産に対する広範な課税は貯蓄や投資のインセンティブにどのような影響を与えるのか，他の税と比較してそのような課税はどの程度の歪みをもたらすのか，といった効率性に関する懸念もある。

Ⅱ－４．米国の所得・富の分配の不平等（当初所得）

米議会報告書は，階級別に所得・富の保有状況について詳細な分析を行っている。純金融資産の資産階級別の分布についてのデータ（表 2）をみると，2023 年において資産階級 Top1% が保有する純金融資産は 46 兆ドルとなっており，パンデミックが始まった 2020 年より 1.3 倍に増え，シェアも増加している。

また，株式は Top1% の富裕層により半分以上（54%）が保有されている一方，下位 50% は全体の 1% しか保有していない。米議会報告書 JCT（2023）Table 7。

米国では金融資産の Top1% への極端な集中があるが，日本でも金融所得の Top1% 等への極端な集中がみられる。2019 年において，資本所得 7.4 兆円のうち上位わずか 0.3% が 3.9 兆円・53% を手にしている（図３）[13]。

Ⅱ－５．対応（選択肢）について（米議会報告書）

米議会報告書では，個人の所得や財産に対する課税の変更について，幅広い可能性があることを認識し，現行制度内の税率や規則の変更から，特定の活動に対する課税方法の根本的な変更，課税ベースの拡大など，多くの選択肢を検討している。特に，高額所得者や富裕層への課税に焦点を当て，これらの提案が税法の累進性にどのように影響を及ぼす可能性があるかについて説明と分析を行っている。提案ごとの異なるトレードオフを検討し，また，各提案の効率性や執行上の問題についても検討している。以下概要を示す。

Ⅱ－５－１．所得税に関する提案

所得税改革に関する項目として，米議会報告書は表３（1）に掲げる可能性を指摘している。

表２　純金融資産（米国）

資産階層	金額（兆ドル）		シェア（%）	
	2020	2023	2020	2023
下位 50%	2.2	4	2	2.5
50-90	33	42	29	28.6
90-99	43.8	55	38.4	37.5
Top1%	35.1	46	30.8	31.4

（出所）JCT（2021）Table8 及び JCT（2023）Table5 より筆者作成。

12）「富をどのように測定すべきか，特定の種類の資産を除外すべきか，非流通資産をどのように評価すべきか，財産についての報告が必要な場合はどうするか，など」

13）財務省作成資料。税制調査会（令和 4 年 10 月 4 日）34 頁。なお，米国のデータは資産の額であり，日本のデータは資産からの所得の額についてのものである。

表３（１） 所得税に関する提案（米議会報告書）

提案の骨子	主な論点・評価
最高税率の引き上げ・閾値の引き下げ	・税率引き上げ等の執行的対応は容易。 ・既存の優遇税制の適用は残る。 ・税引後リターンの減少は，①労働供給を減らす，②失われた所得を補うために供給を増やす，の両面のインセンティブがある。 ・実証研究によれば，低所得者の労働供給は高所得者より一般に課税に反応しやすい。
資本への課税[14] （法人税増税）	・法人税率の引上げの執行的対応は容易。 ・企業の所有と株式からの所得は，高額所得者・富裕層に集中している。 ・法人税負担の大きな部分は株主に帰着する。このため，米国税制全体の累進度を高める可能性がある。 ・法人税負担が労働者に転嫁されることにより上記累進度は弱められる。
キャピタルゲインへの課税 （最高税率20%の引き上げ等）	・売却時に課税される現行制度の下では，納税者には課税の繰り延べによる利益が発生する。納税者が含み益のある資産を保有しつづける「ロックイン」効果を生む可能性がある。生産性の低い投資が処分されずに保持され，経済的非効率を招く可能性がある。 ・キャピタルゲインは実現したときに課税されるため，税率変化に敏感に反応する。反応には，「恒久的な反応」と，「一時的な反応」の二つがあり，一時的な反応は税率引き上げの効果を打ち消す可能性があるが，長期的には回復する[15]。 ・米国の特殊事情として，相続財産の取得価格を時価評価する（そのため，被相続人の値上がり益は非課税となる）「ステップアップ」制度があるため，より問題は顕著なものとなる。
Mark-to-market （時価評価課税）	・時価評価アプローチで所得を計算する規定はすでに税法に存在している[16]。 ・時価評価課税を拡大する提案は，対象を一定の政策問題を解決するための限定された事実パターンに限定することもできるし，実現まで課税が繰り延べられる現行法のもたらす歪みを解決する方法として，広範に適用することもできるだろう。

（出所）米議会報告書 JCT（2021）第３章 A より筆者作成。相続財産の取得価格の調整の有無など，わが国の議論と関係の薄い項目は省略している。

Ⅱ－５－２．富裕税

現在，個人の資産に直接課税される税（富裕税）は米国にはない。富裕税（財産の保有に対する税）に関する米議会報告書の議論を表３（２）に示す。

表３（２） 富裕税（Wealth Taxation）に関する提案（米議会報告書）

提案の骨子	主な論点・評価
富裕税	・富裕税の設計にあたっては，次のような考慮が必要となる。 - 納税者の範囲（個人だけか，信託や夫婦をどう扱うか） - 非課税とする資産の範囲（生活用動産の扱い，海外財産の扱い） - 税率構造（フラットか・累進か） ・富は，富裕層への集中が激しいので，富に対する直接課税は累進性を高める。 ・富裕税に反対する立場からは，執行・納税コストが富裕税の効率を上回ることは，欧州各国で富裕税をとりやめる国が多くみられることで証明済であるという指摘もある。OECD（2018）Figure1.1 によると，富裕税導入国は 1990 年代の 12 か国から 2017 年には 4 か国に減っている。

（出所）JCT（2021）第３章 B より筆者作成。

14）個人所得課税を論じているのに，法人税の問題が出てくることに違和感があるかもしれないが，法人税負担は株主に帰着することを前提としている。ただし JCT（2021）69 頁は，次を指摘している。資本課税の強化は，公平性と効率性の両面において，一定の経済的問題を提起する。資本への課税（つまり，富裕層・高額所得者への課税となるはずのもの）は少なくとも部分的に労働に転嫁される（所得分布の下位の者への課税となる）という経済分析がある。ただし，その程度等について経済学者の間で合意が得られていない。

15）米国における最近の研究によれば，税率が 10% 上昇すると短期的にはキャピタルゲイン所得が 7% 減少する（課税の弾性値は約 -0.7）と推計される。一方，10% の税率引き上げは一時的にはキャピタルゲイン所得の 10% 以上の減少につながる（弾性値は -1 以上）と考えられる。JCT（2021）71 頁参照。日本の経験については後述補論３参照。

16）米国では，証券や商品のディーラーやトレーダー，国外転出者，特定のデリバティブ，市場性のある PFIC 株式など，特定の所得や取引を対象としている。JCT（2021）71 頁参照。

Ⅲ．日本の所得分配の不平等

米国の議会報告書は，米国にとってあるべき累進度を検討するにあたり，米国の分配の現状についての膨大な実証データの確認を行っている。これに倣い，わが国の所得分配の不平等（格差）を巡る現状の確認からはじめよう。

Ⅲ－１．所得のジニ係数

分配の不平等の程度を示す指標として，「ジニ係数」がある。これは，分配が完全に等分である場合の「0」から全ての所得を１人が独占した場合の「1」までの値をとり，「1」に近いほど分配が不平等であることを示す。

表４にジニ係数の推移を示す。日本社会全体について，「当初所得」で見た場合，バブル期の1990年には0.43であったものが，2021年には0.57に拡大している。一方，年金や児童手当等各種給付による再分配が行われた後の「再分配所得」でみれば，同じ時期において0.36から0.38であり，横ばいと言って良い。再分配による格差の改善度が15.9%から33.1%と大幅に強化されたためだ。日本は危険水域ギリギリのところで踏みとどまっているといえなくもない。

Ⅲ－２．貧困率

貧困率（相対的貧困率）は，国民を可処分所得の大きな人から並べた場合の中央値の半分未満の所得しか得ていない世帯員の国民全体に占める割合のことであり，これが高い場合，その社会において経済的に困窮した状況にある人が多いことを示す。

表５に貧困率の推移を示す。日本の貧困率は，バブル期であった1991年の13.5%からほぼ一貫して上昇し，2021年においては15.4%となっている。これは格差社会と目されている米国の15.1%（2021）[17] より悪い。

しかし，子供の貧困率（相対的に貧困の状態にある18歳未満の者が18歳未満の人口に占める割合）は，2012年の16.3%から，アベノミ

表４　ジニ係数と所得格差是正効果の推移

	1987	1990	1993	1996	1999	2002	2005	2008	2011	2014	2017	2021
当初所得	0.4049	0.4334	0.4394	0.4412	0.472	0.4983	0.5263	0.5318	0.5536	0.5704	0.5594	0.57
再分配所得	0.3382	0.3643	0.3645	0.3606	0.3814	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759	0.3721	0.3813
改善度（%）	16.5%	15.9%	17.0%	18.3%	19.2%	23.5%	26.4%	29.3%	31.5%	34.1%	33.5%	33.1%
税による	4.2%	2.9%	3.2%	1.7%	1.3%	0.8%	3.2%	3.7%	4.5%	4.5%	4.8%	4.7%
社会保障による	12.0%	12.5%	13.2%	15.7%	17.1%	21.4%	24.0%	26.6%	28.3%	31.0%	30.1%	29.8%

（出所）厚生労働省 所得再分配調査（各年）より筆者作成。

表５　貧困率の推移

	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018	2018	2021
相対的貧困率（%）	12.0%	13.2%	13.5%	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	10.9%	12.9%	12.8%	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%	11.5%
現役片親世帯	54.5%	51.4%	50.1%	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%	44.5%

（注）2018年は，旧基準（左列），新基準（右列）を記載した。
（出所）厚生労働省　国民生活基礎調査（各年）より筆者作成。

17）OECD Poverty rate database: https://data.oecd.org/inequality/poverty-rate.htm#indicator-chart

クス期（第二次～第四次安倍政権の 2012 年～2020 年）に低下し，2021 年には 11.5% となっている[18]。また，片親世帯の貧困率は，バブルがはじけ山一証券や北海道拓殖銀行等，金融機関の破綻が相次いでいた 1997 には 63.1% もあったが，2021 年には 44.5% に低下し，大きく改善している。

以上みたように，ジニ係数や貧困率といったポピュラーな格差の指標で見た場合，日本の所得格差の拡大はある程度抑え込まれていると言えなくもない。

Ⅲ－３．社会保障による再配分の大きなコスト

Ⅲ－１で述べたように，わが国は当初所得の格差の拡大に対し，税と社会保障による再分配で改善を図っているが，この取組には大きなコストがかかる（大きな政府が必要になる）。しかも，所得再分配は税と社会保障のうちほとんどを社会保障に頼っている（表 4 参照）。

2023 年度において，社会保障給付費は，年金 60.1 兆円，医療 41.6 兆円，介護 13.5 兆円，子供・子育て 10 兆円，その他の福祉等 9 兆円など総計 134.3 兆円であり，これを保険料（被保険者 41 兆円，事業主拠出 36.5 兆円），国（一般会計）36.7 兆円，地方（一般財源）16.4 兆円によってまかなっている[19]。

現金給付である年金や，現物給付である介護の受給者は高齢者に限定されており，また，医療の現物給付受給者も高齢者の比率が高いことから，わが国の所得再分配は，本来の再配分制度の趣旨である高所得者から低所得者への再配分でなく，現役世代から高齢者への再配分になっている。

Ⅲ－４．富裕層への集中

歴史的にみて富が上位 1% といった一握りの富裕層に集中する傾向が各国で加速していることについては多くの指摘がある。ピケティ（2014），Oxfam（2023），米議会報告書 JCT（2021），JCT（2023）。日本はどうだろうか。国際比較が可能な指標で確認してみる。

Ⅲ－４－１．Top10% vs Bottom10%（P90/P10）

OECD の「所得不平等データベース」[20] に掲載されているいくつかの不平等に関する指標のひとつに，P90/P10 がある。これは，所得（可処分所得ベース）が最も低い 10% の者の上境界値に対する所得の最も高い 10% の者の下境界値の比であり，これが大きいほど高額所得者が相対的に大きな所得を得ていることを示す。

主要国では米国の 6.3 倍（2022）が最も高いが，日本（2018）5.2 倍，英国（2021）4.3 倍，ドイツ（2020）3.9 倍，フランス（2021）3.5 倍となっている。データの内容や比較可能性の検討が必要であり，解釈には留保が必要だが，この指標を見る限り，わが国の所得の富裕層への集中は主要国の中で米国に次いでいる。

Ⅲ－４－２．税務データに基づく実証分析

國枝・米田（2023）は，匿名化した所得税の税務申告データ（各年 2,200 万件あまり）に基づいて，合計所得のほか，資本所得，労働所得といった所得分類についてのパレート係数を推計した詳細な実証分析を行っている。そして，日本の格差問題は米国のような最上位 1% への集中の加速ではなく，貧困率等に象徴される貧困層の拡大とする専門家のこれまでの見解をデータで覆している。

18）子供の貧困率が低下トレンドに転じた理由として，稼得所得の増加が指摘されている。低所得者層の賃金が緩やかに上昇していることや，共働き世帯や共働きの正規職員世帯が増加したことが背景にある。小林・平・横山（2023）「『子供の貧困率』はなぜ下がっているのか？」，三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティングレポート（2023 年 8 月 14 日） https://www.murc.jp/library/report/seiken_230814_02/

19）厚生労働省「社会保障の給付と負担の現状」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html

20）OECD「所得不平等データベース」https://data.oecd.org/inequality/income-inequality.htm#indicator-chart

図１　Top 10%への集中（Top 10% vs Bottom 10%の比率）

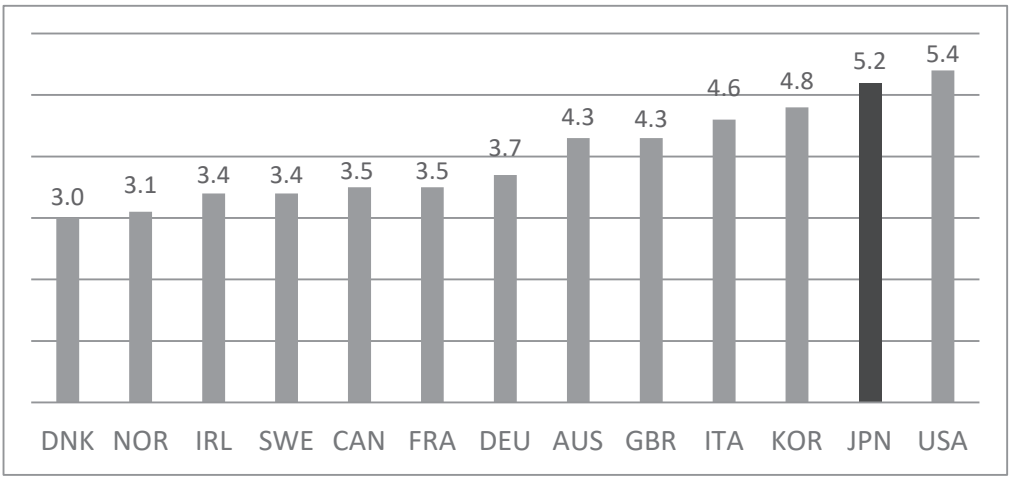

（注）データの年は各国により異なっている。2021 年：USA/SWE/NOR, 2020 年：KOR/ITA/GBR/AUS/CAN/IRL, 2019 年：DEU/FRA/DNK（2019）。2018 年：JPN。
（出所）OECD income inequality P90/P10.

この分析によれば，2020 年におけるわが国のパレート係数について，合計所得は 1.45 程度，資本所得は 1.35 程度，労働所得は 1.95 程度と推計している。また，この推計結果を Saez and Stancheva（2018）による米国についての推計値，すなわち，合計所得 1.4 程度，資本所得 1.38 程度，労働所得 1.6 程度と比較し，資本所得（本稿でいう金融所得）についての集中はわが国の方がわずかながら米国より進んでいると指摘している。また，労働所得についてはわが国のパレート係数の方が米国のパレート係数よりかなり大きいが（つまり平等），これは米国企業の経営者等の報酬が一般社員より非常に高いのに対し，日本企業の経営者等の報酬がある程度抑制されていることが背景にあるのではないかと推察し，「日米の給与体系の違い等から，我が国の所得格差は小さいとの指摘がなされることも少なくないが，実際には，我が国の超高額所得者の所得の大半は，資本所得であり，資本所得まで勘案して，所得格差を考える必要がある」前掲書 30 頁，として，政策に与えるインプリケーションを指摘している。

表６　格差を巡る指標・パレート係数の推計（日米）

	合計所得	資本所得	労働所得
日本	1.45	1.35	1.95
米国	1.40	1.38	1.60

（注）資本所得・労働所得に含まれる具体的な所得種類については，表８参照。ここでいう資本所得は，本稿でいう金融所得。パレート係数[21]が低いほど集中が進んでいることを示す。日本は 2020 年のデータについてのもの。
（出所）日本については，國枝・米田（2023）26 頁，米国については Saez and Stancheva（2018）130 頁より筆者作成。

21）パレート係数とは，一国の富，企業の売り上げ，不良品の発生などにおいて分配･分布･発生原因を考えたとき，その大勢は少数の要因によって決定されるという経験則のこと（情報システム用語辞典より引用）。國枝・米田（2023）２頁は，「高額所得者の所得分布はパレート分布で近似でき，パレート係数が低いほど，超高額所得者への所得集中が進んでいることを意味している」と指摘している。

Ⅲ－５．資産の不平等

Ⅲ－５－１．全国消費実態調査からのアプローチ

Kitao and Yamada (2019) は，格差の現状を多角的に把握し，より精緻な再分配政策を構想することを目的としている。これを達成するため，総務省が全国約６万世帯を対象に行っている全国消費実態調査の個票を利用して，マクロの格差トレンドと様々なミクロ面（年齢・労働参加と形態・家族構成など）の格差分析を行っている。そして，資産の不平等について次の２つの重要な指摘をしているので，注目しておきたい。

第一点は，1980 年以降，富の不平等は若年層と中年層（20 代から 50 代）で急上昇している点だ。世帯主の年齢階級別でみた資産のジニ係数の推移を図２に示す。

第二点として，これは富の所有がゼロないし非常に少ない世帯の割合が増加したことが主な原因であることを指摘している。前掲書４頁。

図２　世帯主の年齢階級別でみた資産のジニ係数の推移

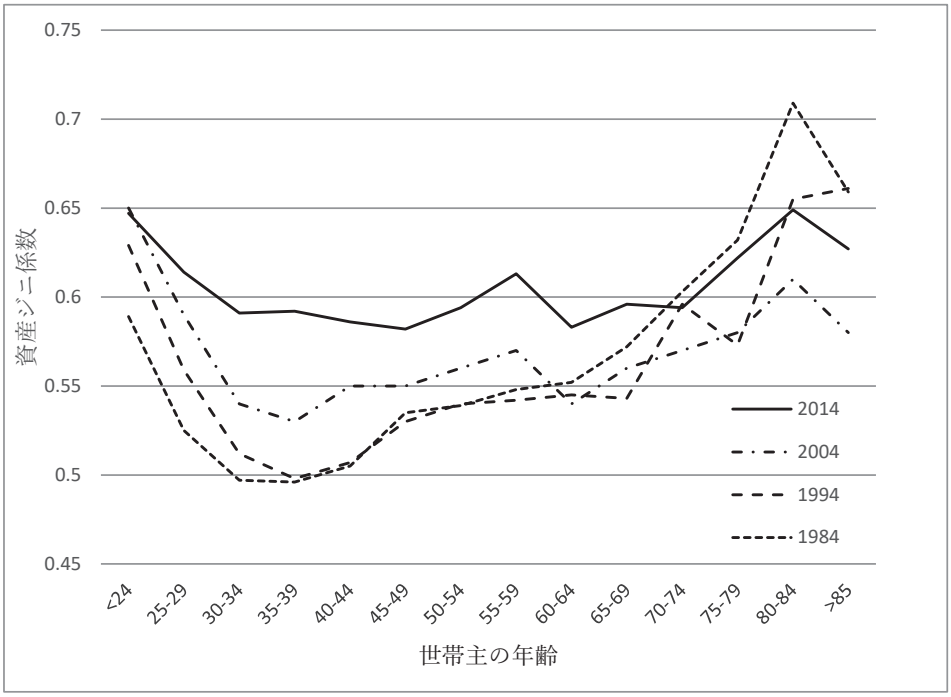

（出所）Kitao and Yamada（2019）Table 21-24 より筆者作成。

表７　世帯主年齢別資産を持たない世帯の割合の推移

Age	<24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54
1989	11.50%	6.94%	6.58%	7.09%	7.50%	7.81%	8.24%
2014	10.48%	8.45%	9.78%	10.56%	10.87%	11.16%	9.26%
変化	▲ 1.02	1.51	3.20	3.47	3.37	3.35	1.02

Age	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	>85	全体
1989	8.01%	6.11%	7.38%	8.50%	8.66%	5.68%	18.84%	7.59%
2014	10.72%	9.92%	10.60%	11.68%	12.99%	14.37%	15.49%	10.97%
変化	2.71	3.81	3.22	3.18	4.33	8.69	▲ 3.35	3.38

（出所）Kitao and Yamada（2019）Table 25 より作成。

Ⅲ－５－２．金融所得の分布

財務省が確定申告書，特定口座年間取引報告書，配当等の支払調書，株式等の譲渡の対価の支払調書のデータをもとに行った詳細な分析によると，2019 年に資本所得総額 7.4 兆円を得た 1,764 万人のうち，上位 0.03%（1 億円以上を得た者 5,200 人余り）が全体の 37% を得ている。

図３　「資本所得」（金融所得）の分布について

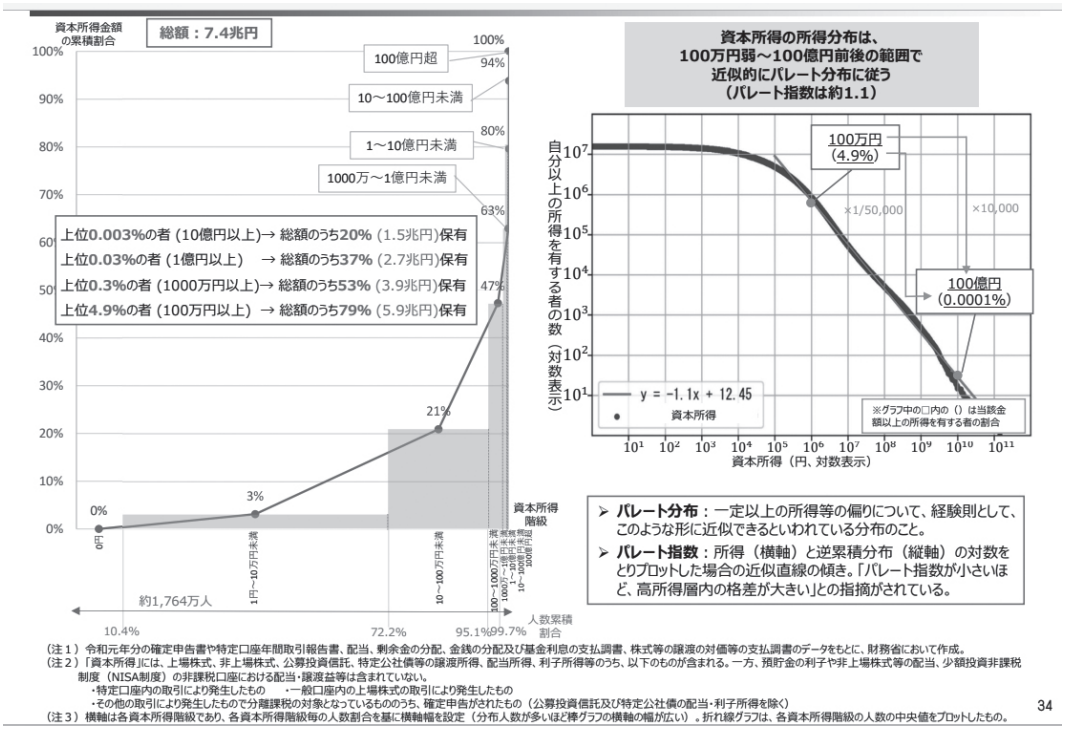

（注１）令和元年分の確定申告書や特定口座年間取引報告書、配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書のデータをもとに、財務省において作成。
（注２）「資本所得」には、上場株式、非上場株式、公募投資信託、特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得等のうち、以下のものが含まれる。一方、預貯金の利子や非上場株式等の配当、少額投資非課税制度（NISA制度）の非課税口座における配当・譲渡益等は含まれていない。
・特定口座内の取引により発生したもの　・一般口座内の上場株式の取引により発生したもの
・その他の取引により発生したもので分離課税の対象となっているもののうち、確定申告がされたもの（公募投資信託及び特定公社債の配当・利子所得を除く）
（注３）横軸は各資本所得階級であり、各資本所得階級毎の人数割合を基に横軸幅を設定（分布人数が多いほど棒グラフの横軸の幅が広い）。折れ線グラフは、各資本所得階級の人数の中央値をプロットしたもの。

（出所）税制調査会資料（令和４年 10 月４日）34 頁。

BOX：財務省資料における「資本所得」と本稿における「金融所得」の定義について

財務省の定義（図３）によれば，「資本所得」には以下が含まれる。上場株式，一般株式，公募投資信託，特定公社債等の譲渡所得，配当所得，利子所得などのうち，特定口座内の取引により発生したもの，一般口座内の上場株式の取引により発生したもの，その他の取引により発生したもので，分離課税の対象となっているもののうち確定申告がされたもの（公社債投資信託及び特定公社債の配当，利子所得を除く）。
本稿では，ここでいう資本所得を金融所得と互換性のあるものとして呼んでいる。

Ⅳ．日本の所得税負担の実態と課税による再分配

Ⅳ－１．所得階級別負担割合の歪み

岸田総理は「成長と分配の好循環」「1億円の壁の打破に向けた金融所得課税の見直し」を掲げて2021年9月の自民党総裁選を戦い，勝利した。では，「1億円の壁」とは何で，どうしたことが問題なのか。財務省主税局の担当者の執筆による「令和5年度税制改正の解説」234頁では次のように説明されている。

> 合計所得金額が1億円を超えるような高所得者層では，分離課税の仕組みにより，総合課税における高い累進税率よりも低い税率が適用される金融所得等の全体に占める割合が高いこと等の要因により，所得税負担率が低下する，いわゆる「一億円の壁」と呼ばれる問題については，これまでにも与党税制調査会や政府税制調査会等でも議論が行われていたところです。

財務省が税制調査会に提出した資料（図4）によれば，合計所得金額が1億円を超えるあたりを頂点として，税負担率が右肩下がりになっている。その主な理由は，最高税率45%（課税所得4,000万円以上）より大幅に低い15%の税率で課税される株式譲渡所得の割合が富裕層になるほど大きいためである。同様に15%の軽減税率が適用される分離長期譲渡所得（土地建物）ついては，こうした富裕層への集中はみられない（税率はいずれも国税）。

図４　“1億円の壁”（税制調査会資料）

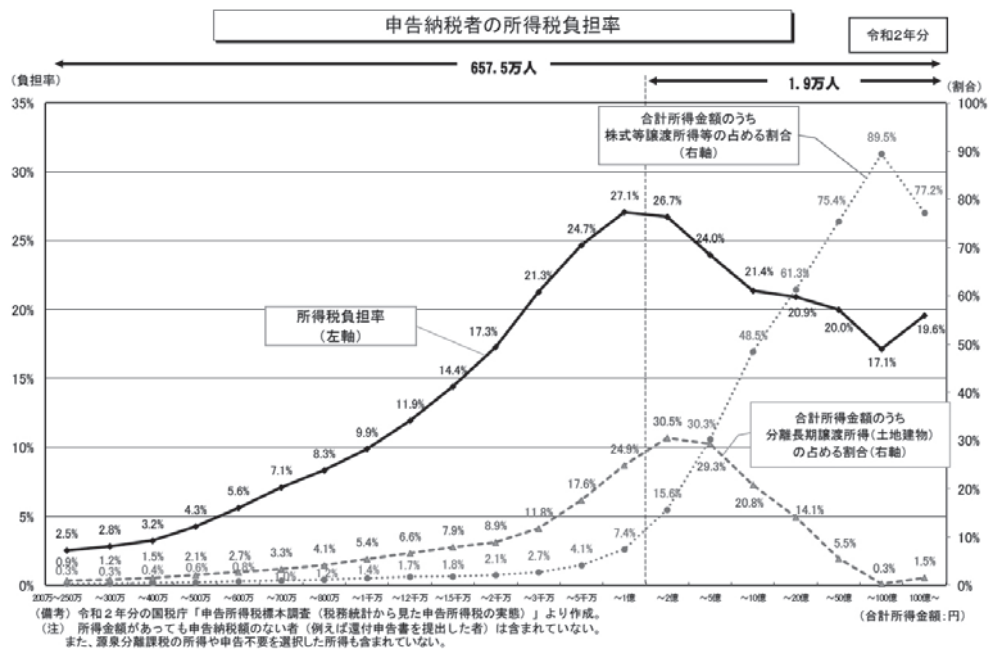

（出所）財務省「説明資料〔個人所得課税〕」政府税制調査会（令和4年10月4日）提出資料31頁。

Ⅳ－２．所得者区分別の負担割合

国税庁の申告所得税標本調査は，確定申告をした納税額のある納税者（還付申告をした者は除く）を調査の対象としており，令和３年分では 656 万人が対象となっている。また，各人の所得を，最も大きな金額の所得区分に応じて，①事業所得者（175 万人），②不動産所得者（105 万人），③給与所得者（261 万人），④雑所得者（79 万人），⑤他の区分に該当しない所得者（34 万人）に分けて統計データを提供している。

これらの所得者区分のうち，「⑤他の区分に該当しない所得者」の所得は，そのほとんどが総合課税の税率（最高 45%）に代え，15% の優遇的な税率で課税される所得種類である [22]。

表８　各種所得金額の計算，適用税率（最高税率），国税庁統計上の区分の概要

所得種類	控除項目（必要経費以外）・所得種類	税率等（最高税率）	統計資料における所得区分	
			国税庁申所	國枝･米田（2023）
１．利子所得	必要経費控除なし	15%（源泉分離）*1	【⑤他の所得者】	【資本所得】
２．配当所得	上場株式の配当	15%（申告分離）*2	【⑤他の所得者】	【資本所得】
	非上場及び大口上場株式の配当	45%（総合・配当控除）	【⑤他の所得者】	【資本所得】
３．不動産所得		45%（総合）	②不動産所得者	【資本所得】
４．事業所得		45%（総合）	①事業所得者	【資本所得】
５．給与所得	給与所得控除	45%（総合）	③給与所得者	労働所得
６．退職所得	退職所得控除，１/2 課税	源泉徴収･原則申告不要	【⑤他の所得者】	労働所得
７．山林所得	特別控除 50 万円	5 分 5 乗（申告分離）	【⑤他の所得者】	【資本所得】
８．譲渡所得	土地・建物　特別控除	15%（申告分離）	【⑤他の所得者】	【資本所得】
	ゴルフ会員権，書画骨董等 特別控除 50 万円 長期（5 年超）は 1/2 課税	45%（総合）	【⑤他の所得者】	【資本所得】
９．上場株式譲渡所得	※上場株式・投資信託等について，保有限度額 1800 万円まで譲渡益・配当等が非課税となる制度（NISA）を利用できる。	15%（申告分離） 源泉徴収ありの特定口座の場合申告不要を選択可	【⑤他の所得者】	【資本所得】
10．一般株式譲渡所得		15%（申告分離）	【⑤他の所得者】	【資本所得】
11．先物取引		15%（申告分離）	【④雑所得者】	【資本所得】
12．一時所得	特別控除 50 万円，1/2 課税	45%（総合）	【⑤他の所得者】	【資本所得】
13．雑所得	公的年金等控除	45%（総合）	④雑所得者	労働所得

（注）①所得税法は 10 の所得区分について規定している。ここでは，便宜上，株式譲渡所得（上場及び一般）及び先物取引に係る雑所得を加え，13 区分としている。②税率について。2013 年 ~2037 年の間，復興特別所得税が所得税額の 2.1% の率で課される。このため，税率は，分離課税の場合 15.315%。総合課税（最高税率）の場合 45.945% となる。税率はいずれも国税分。

＊1　利子所得に関し，特定公社債（国債，上場公社債等）利子は源泉徴収後申告分離（損益通算可）を選択可能。外国の預金利子は総合課税。

＊2　上場法人の配当について，申告不要，総合課税の選択可能。

（出所）筆者作成。

22）「他の区分に該当しない所得者」の所得種類のうち，総合課税の税率（最高 45%）が適用され得るものについても，各種控除等の適用があり，優遇的な扱いとなっている。

これら①～⑤の所得者区分に基づいた税負担率のグラフを描くと図５のようになる。これは，図４に示された１億円の壁のグラフを，納税者の所得種類に基づいて“分解”し，より詳細に分析したものである。

図５からは，「他の区分に該当しない所得者」（その多くは金融所得者とみなすことができる。そうでなければ税負担率は累進的になるはずである）を除き，累進税率の効果が及んでいることを確認できる。折れ線グラフは割愛したが，所得５千万～１億円の所得階級における税負担率は，不動産所得者は 34.3%，雑所得者は 23.7% である。これらの所得者については，より所得が大きくなるほど税負担率も上昇しており，“1億円の壁”は観察されない。一方，他の区分に該当しない所得者」（本稿でいう金融所得者が含まれる）の税負担率は 16.3% にすぎず，５～10億円の所得階級における 18.5% をピークに 50～100 億円では 15.4% に低下してしまう。こうしたことから，１億円の壁問題は，金融所得課税に由来する税制上の不均衡から生じており，富裕層ほど多くの税を負担するべきという「垂直的公平」の問題（分配上の問題）の問題であることに加え，同じ富裕層であっても所得種類間において税負担率が大きく異なるという「水平的公平」の問題がある。

図５　所得者類型別申告納税者の税負担率（2022）

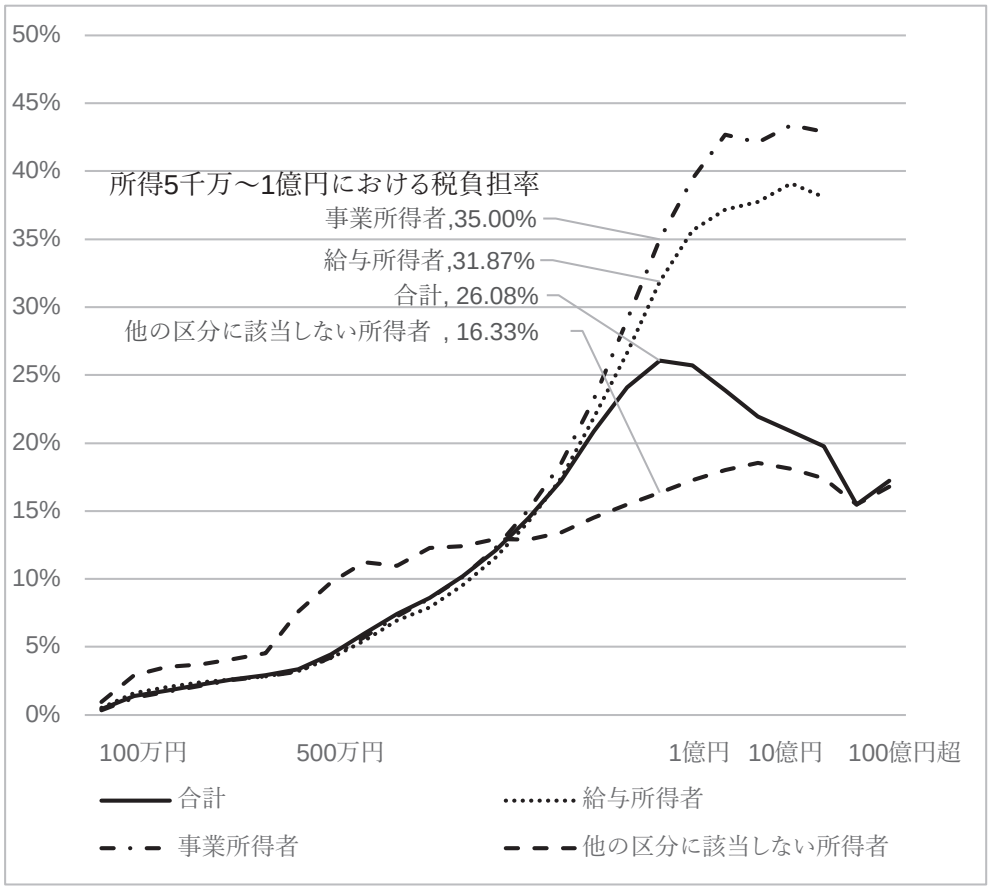

（出所）国税庁申告所得税標本調査（令和４年分）第１表より筆者作成。

Ⅴ．わが国の分配（格差）の状況及び税制についての知見（まとめ）

以上から，わが国の格差の動向についての主な知見は以下のように要約できるのではないか。

1．社会全体の所得の分配の不平等について，ジニ係数や貧困率といったポピュラーな指標からは，当初所得で見た場合わが国の分配の不平等は拡大傾向にある。

2．しかし，社会保障を通じた再分配により，不平等の拡大はある程度抑え込まれている。このため，社会的には多大なコストがかかっている。また，社会保障給付の受給者は主に高齢者であり，社会保障の財源である保険料は現役世代が負担している。このため，本来高所得者から低所得者への移転であるべき再配分が，日本では現役世代から高齢者への再配分となっている。

3．金融所得については，超富裕層への集中が顕著となっている。「⑤他の区分に該当しない所得者」（金融所得等を得ている者が含まれる）の納税額の 1/4 近く（23%）を Top750 人（所得 10 億円超）あまりの超富裕層が占めている。図６に示すように，「他の区分に該当しない納税者」の場合，納税額の 58％が所得階級１億円を超える納税者に集中している。

4．これまでみてきた格差に関する指標や負担についての実証的な分析（特にⅢ－４「富裕層への集中」，Ⅲ－５「資産の不平等」Ⅳ－2「所得者区分別の負担割合」）からは，わが国においても金融所得（配当や株式キャピタルゲイン等）を生む資産や所得の富裕層への集中は加速しており，政策的対応が必要であることを確認できる。

図６　所得者種類別の所得税累積（2022）

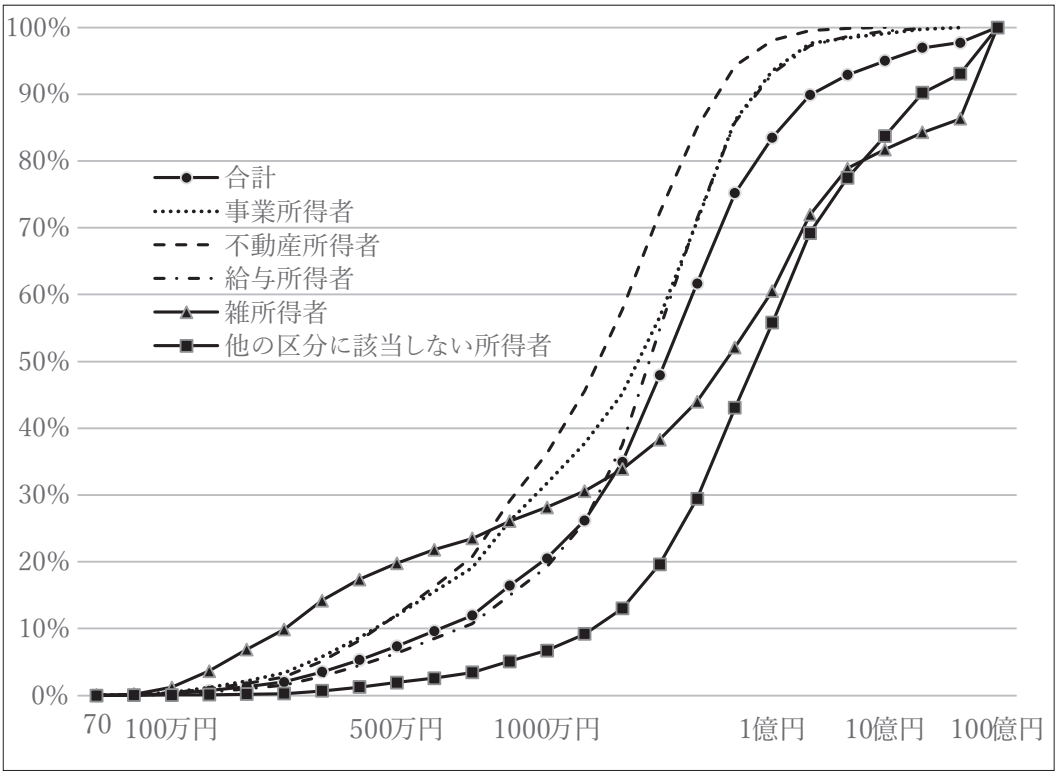

（出所）申告所得税標本調査（令和４年分）第１表より筆者作成。

Ⅵ．富裕層の税負担の実態（日米比較）

Ⅵ－１．日・米の Top0.1%の納税シェア

2022 年において，合計所得金額 5,000 万円超の納税者は 78,263 人であり，2012 年（アベノミクス期）以降およそ６～７万人で推移している。総務省資料から，2022 年において，わが国の納税者数（住民税非課税の世帯を含む）は７～８千万人程度と見積もることができる[23)]。また，総務省統計局のデータによれば，各年の労働力人口は６～７千万人となっている。各年の合計所得金額 5,000 万円超の納税者のこれら人口に対する割合をみると，2013 年以降，0.09%～0.1%程度で推移している。以上から，合計所得金額 5,000 万円を超える所得階級の人を便宜上わが国最上位 0.1% の納税者とみなすこととする。

23）総務省「令和４年度　市町村税課税状況等の調」第２表によると，均等割を納める納税者は全国で 64,498,120 人。市町村民税非課税世帯の住民は 2016 年において 16,396,742 人と推計されている。福留孝彦「扶養パタン分析による市町村民税非課税世帯率の計算」統計研究彙報 76 号（2019）表 18。したがって，日本の納税者数（非課税世帯を含む）を７～８千万人程度と見積もる。

図７　所得金額 Top0.1% の納税額シェア（日・米）（2001 ～ 2021）

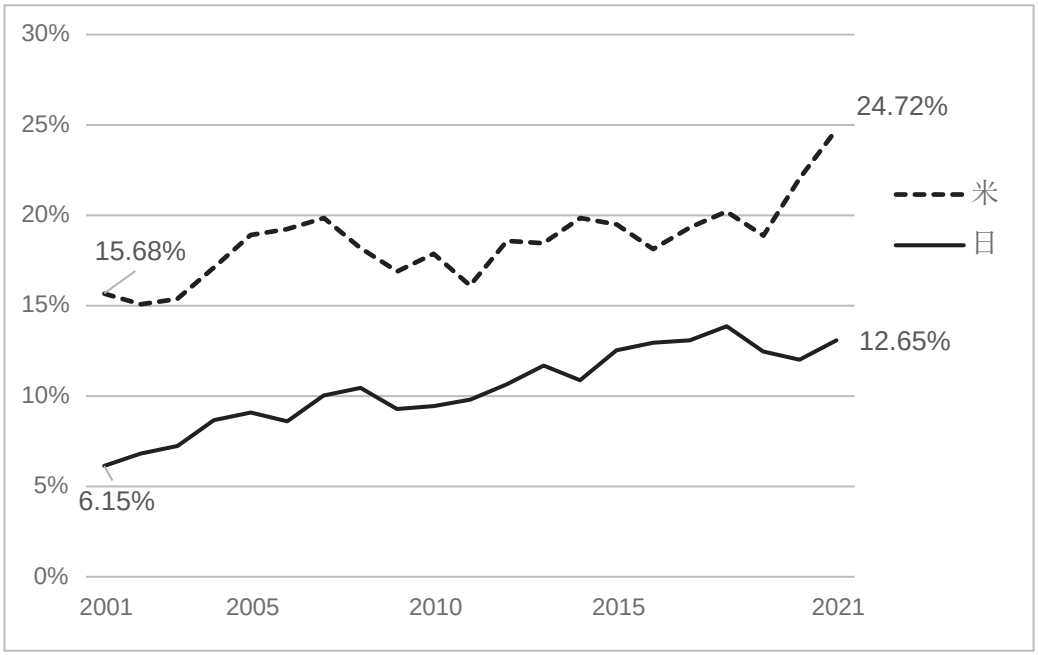

（注）個人所得税総額に占める Top0.1% の納税者の納税額の割合。米国 IRS 統計は，分位別の納税者数や納税額シェアについて示されており，12 ～ 15 万人が Top0.1% に該当する。日本の統計では分位別のデータは示されていないので，合計所得金額 5,000 万円超の納税者（6 ～ 7 万人）を Top0.1％とみなし，国税庁統計資料の所得税のデータから法人納付の源泉徴収税を控除して個人が納付する所得税の金額を推計した上で，Top0.1% の税額シェアを推計している。
（出所）国税庁統計申告所得税標本調査第 1 表（各年），IRS 統計 Statistics of Income Table 4.1（2001 ～ 2020）より筆者作成。

わが国の個人所得税の金額は，2021 年において 19.9 兆円と推計される[24)]。国税庁統計（申告所得税標本調査）によると，2021 年に合計所得金額 5,000 万円超の納税者約 7 万 4 千人が 2.5 兆円余りを納税しており，個人所得税収全体に対する割合は 12.65% となっている。

一方，米国では内国歳入庁（IRS：Internal Revenue Service）が所得階級毎のデータを公表しており，Top0.1% の納税者の人数，納付税額，税額シェア等について直接把握することができる。

Top0.1% の納税額のシェアを見た場合，米国の Top0.1% は日本の倍近い規模の納税をしている。

Ⅶ．富裕層の税負担適正化のための選択肢とその評価

これまでみてきたように，日本においても米国同様，所得階級別で見た場合の負担の歪みが存在する。そして，その主な原因は金融所得が他の所得と比べて軽課税されていることに由来

24）申告所得税の金額及び源泉所得税の金額（国税庁統計年報による）を含み，法人が納付した源泉所得税の金額（会社標本調査による）を控除することにより推計。

する。このことから，富裕層の税負担を適正化することにより，多くの納税者や市場に影響を与える金融所得課税そのものを変更しなくとも，実質的に負担の歪みや金融所得軽課税の問題に対応できることが示唆される。

令和５年度税制改正で，「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」（富裕層ミニマム税）が導入された。これは，超富裕層に最低22.5%の税負担を求める制度であり，2025年から実施される予定とされている。追加負担が生じる平均的な所得水準は約30億円と説明されている[25)]。

この制度は，個人でその年分の「基準所得金額」が３億３千万円を超えるものについては，その超える部分の金額の100分の22.5に相当する金額からその年分の基準所得税額（通常の所得税額のこと）を控除した金額に相当する所得税を課す仕組みであり，最低でも22.5%の税負担（すなわちミニマム税）をトップアップ（通常の税額にミニマム税との差額を上乗せ）することにより課税するものである（図８参照）。このような仕組みは，これまでのわが国の税制になかった斬新な制度である[26)]。

課税対象は所得種類により区分されていないが，実際上，閾値３億３千万円を控除して税負担率が22.5%を下回る所得は，15%の税率で分離課税されている金融所得以外では考えにくいため，実質的には富裕層の金融所得課税ということになる。

図８　富裕層ミニマム税の概要

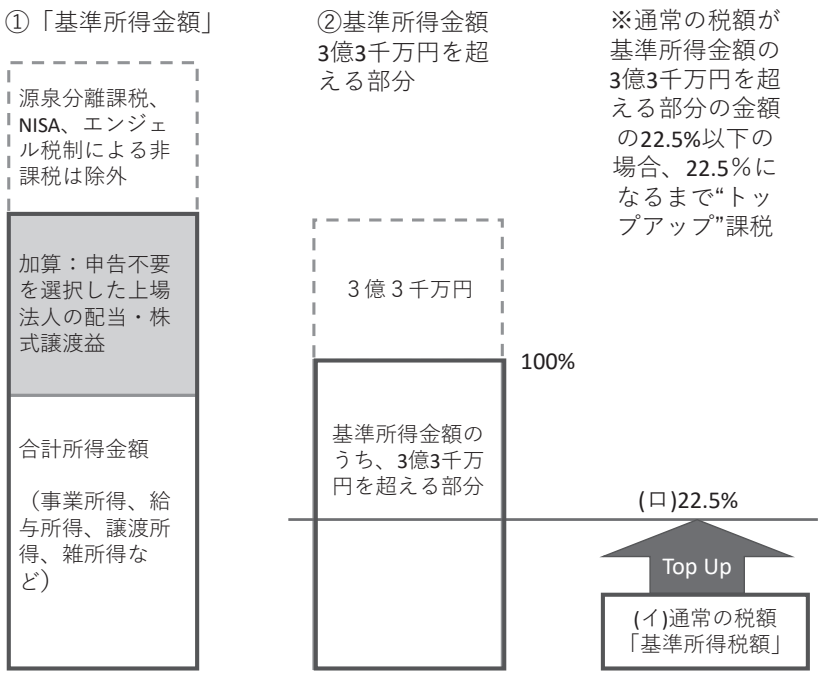

（出所）筆者作成。

25）財務省「令和５年度税制改正の解説」235、236頁，令和５年３月16日　参・財政金融委員会における，小池晃議員の質問に対する鈴木財務大臣答弁。
26）改正増減収の金額は公表されていない。

Ⅶ－１．技術的な点についての検討

（１）最高税率（4,000 万円超）は 45% であるところ，ミニマム税率は 22.5% に設定されているが，低すぎないか。

財務省（2023）237 頁は，この税率設定について次のように説明している。

> 「22.5%」の水準は，総合課税の対象となる所得税の税率（所法 89）の最高税率（45%）の 2 分の 1 としたものです。これは，所得税法において総合課税の対象とされる長期譲渡所得の金額については，その 2 分の 1 を総所得金額として計算している（所法 22 ②二）こと（実質的な最高税率 22.5%）から，租税特別措置法における株式譲渡所得等や土地・建物等の長期譲渡所得に対する比例税率（15%）によりこれを下回る部分について負担を求めること等を勘案して設定したものです。

（２）閾値が 3 億 3 千万円に設定されているが，高すぎないか。

財務省（2023）237 頁は，課税対象となる富裕層の閾値について次のように説明している。

> 上記の「3 億 3,000 万円」の水準は，（略）所得税法の本則における考え方等を踏まえて，22.5% とすることとした上で，所得階級別の負担率の状況等や，譲渡所得は長期間の価値上昇の効果が一時に発生する面があることから，その平準化効果も勘案して設定したものです。具体的には，この 3 億 3,000 万円の控除額の下では，譲渡所得のみを稼得する場合，約 10 億円を超えると追加的な負担が生ずることになりますが，一方で，10 億円を下回る譲渡所得が長期間で平準化された場合には，現行の総合課税の下でも，15% を下回る負担率にもなりうる可能性があるところであり，こうした点などを考慮したものです。

上記（１），（２）によれば，ミニマム税率として 22.5% を採用した理由は，長期譲渡所得（保有期間 5 年超）についての実質的な最高税率は 22.5% になっているから，というものである。

しかし，この説明が素直に妥当するためには，そもそも負担の歪みがある富裕層の所得が長期譲渡所得に相当するもので構成されているものである必要がないだろうか。前述（図 4）の財務省資料等の「合計所得金額のうち株式等譲渡所得等の占める割合」が示しているように，富裕層の所得を構成しているものは，軽減税率（15%）が適用される株式譲渡益であり，低い税負担率はそのことに由来している。

骨董，金製品，宝石，ゴルフ会員権といった資産の譲渡所得について，所有期間が 5 年を超えるため 1/2 を総合課税（最高税率 45%）することとしているのは，「長期間にわたって徐々に累積してきたキャピタルゲインが資産の譲渡によって一挙に実現するものであるため，高い累進税率の適用を緩和する必要があるとの考慮から，なんらかの平準化措置が採用されているのが普通である」からである。金子（2021）264 頁。ミニマム税によって税負担の歪みを正そうとする超富裕層の株式譲渡益（長期保有の要件もない）とは事情が異なっている。

令和 5 年度改正で導入された富裕層ミニマム税の設計において，ミニマム税率や閾値の考え方は重要なポイントであり，引き続き問題意識を持っておきたい。

なお，米国においてもバイデン政権は純資産額 1 億ドル超の富裕層に対して，含み益を含め，トップアップ方式により 25% のミニマム税負担を求める税制改正を提案している（後述Ⅶ－３－１参照）。22.5% と言うわが国のミニマム税の水準自体は，米国バイデン政権の提案（2024･25 年度は 25%，2023 年度は 20%）とおおむね同じであり，妥当な水準と評価することができる。

Ⅶ－２．追加税型（surcharge）[27)]

Ⅶ－２－１．投資純利益税：NIIT（米国）

米国の投資純利益税 Net Investment Income Tax（以下「NIIT」）は，純投資所得の金額が基準額（閾値）を超える個人，遺産，信託に追加的に 3.8% の税率で課税されている。基準額（修正調整総所得金額による）は，夫婦合算申告の場合 25 万ドル，独身者の場合 20 万ドル等とされている。2013 年にいわゆるオバマケア（より多くの米国市民を医療保険でカバーする）の財源の一つとして高額所得者の一定の所得に対する追加的な税として導入された。

NIIT の対象となる純投資所得には，譲渡所得（株式，債券，投資信託，不動産等），利子，配当金，特定の年金，ロイヤルティ，家賃，受動的活動（金融証券の売買やコモディティ商品取引など）が含まれる。賃金や受動的でない事業からの所得には適用されない。

税率は，純投資所得の金額が基準額を超えた部分（課税標準）の 3.8% であり，非課税所得は課税標準に含まれないので，この税の基本的な性格は，富裕層の金融・資産所得（キャピタルゲインや利子，配当所得といった金融所得及び資産の保有・運用から得られる所得）に対する追加税（surcharge）である。

NIIT は資産性所得に対して課せられるが，3.8% の税率は労働所得に課される通常のメディケア税の税率と等しくなるように設定されている。労働所得に課税される通常のメディケア税の税率は，従業員負担分 1.45%，雇用主負担分 1.45%，高額の給与を受給する者に対する追加メディケア税 0.9%，合計 3.8% となっている。

この税率の設計は重要なポイントである。労働所得への税は現役世代が負担するが，高齢世帯は負担しない。一方，高齢世帯は一般に現役世代に比べて資産性所得がより多いため[28)]，両者の税率のバランスをとることで，税負担の世代間公平を図っている。

NIIT は，2021 年において，721 万人に対して総額 596 億ドル（8.8 兆円。1USD=148.63 円）が課税されている。20 万ドル以上の所得階級の場合，1 人あたり 8,420 ドルを負担している（表9）。また，財源としてのインパクトは大きく，バイデン政権は，NIIT の税率を高額所得者について 1.2% 引き上げることを提案しているが，仮に実現すれば 2025-2034 年の 10 年間で 4,037 億ドルの税収増をもたらすと推計されている。

27）本稿では，通常の税率に加えた税率による課税を便宜上「追加税」と呼ぶこととする。対象を投資利益に限定するもの（投資純利益税の例）と，限定しないもの（BBB 法案に盛り込まれた富裕層の所得に対する 5%，8% の税率追加の例。Ⅶ-2-2 参照。立法には至っていない）がある。

28）日本においても，貯蓄現在高は高齢世代において高くなっている。

図Ⅲ－１－１　世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在高、負債保有世帯の割合
（二人以上の世帯）－2022年－

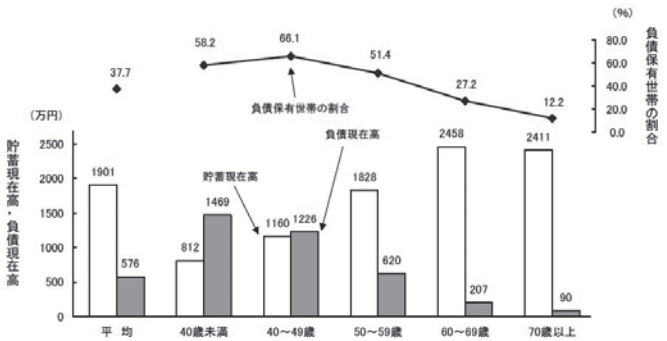

（出所）総務省　資料追加家計調査報告（貯蓄・負債編）－ 2022 年（令和 4 年）平均結果－（二人以上の世帯）。

表９　投資純利益税（NIIT）の額（2021）

所得階級	投資純利益税（NIIT）			参考　税額（税額控除後）		
	申告数	金額（千ドル）	１件あたり（ドル）	申告数	金額（千ドル）	１件あたり（ドル）
No adjusted gross income	66	271	4,106	4,361	186,617	42,792
$1 under $5,000				142,544	73,072	513
$5,000 under $10,000				184,757	78,223	423
$10,000 under $15,000				1,055,682	211,113	200
$15,000 under $20,000	208	6	29	3,224,915	1,247,479	387
$20,000 under $25,000	637	78	122	4,511,505	4,047,553	897
$25,000 under $30,000	393	48	122	5,152,093	6,837,013	1,327
$30,000 under $40,000	868	273	315	10,941,846	21,563,554	1,971
$40,000 under $50,000	795	285	358	10,178,852	28,872,618	2,837
$50,000 under $75,000	1,901	820	431	20,079,918	93,196,258	4,641
$75,000 under $100,000	1,852	947	511	13,899,298	105,625,288	7,599
$100,000 under $200,000	121,281	56,842	469	23,678,030	365,139,832	15,421
$200,000 or more	7,083,133	59,638,040	8,420	11,496,007	1,509,572,121	131,313
All returns, total	7,211,136	59,697,612	8,279	104,549,808	2,136,650,742	20,437

（出所）IRS Statistics of Income Individual Income Table 3.3（2021）を加工して筆者作成。
（注）　IRS は，20 万ドル以上の所得階級については，匿名化のため所得階級別に細分化した数値を公表していない。

Ⅶ－２－２．超富裕層の所得に対する 5%, 8% の追加税（バイデン BBB 法）

2011 年 11 月 19 日に下院を通過した，バイデン政権の看板政策である「Build Back Better 法案」（H.R.5376）には，超富裕層の所得に対する 5%, 8% の追加税（surcharge）の提案[29]が盛り込まれていた。追加される税率は，修正調整総所得金額のうち 1,000 万ドルを超える部分については 5%，2,500 万ドルを超える部分については更に 3%（すなわち 8%）を課す内容で，対象となる所得種類は金融所得や資産性所得に限定されない。

ただし，その後上院の審議では，大統領と同じ民主党のマンチン議員の反発などもあり，最終的な承認を得ることに失敗したため，法案全体が差し替えられた。「Inflation Reduction Act

29）Sec. 138203 Surcharge on High Income Individuals, Estates and Trusts

of 2022」として2022年8月7日上院を通過し，8月13日に成立した法律には本改正は盛り込まれていない[30]。

Ⅶ－３．含み益課税型（mark-to-market）

Ⅶ－３－１．米バイデン政権（民）の富裕層含み益・ミニマム課税提案

富裕層の所得課税における含み益課税型の制度の例として，バイデンの各年度予算案に盛り込まれた富裕層含み益・ミニマム課税の提案がある。これは，純資産1億ドル超の富裕層に限り，課税所得に保有する資産の含み益を含め，最低25%のミニマム税を通常の税にトップアップ（上乗せ）する方法で課すものである[31]。

富裕税（wealth tax）のように毎年純資産残高に課される資産課税とは異なり，理論的には将来実現した時点における所得税の前倒し課税である。 この点は含み益課税型の税の性格として重要な点である。

米財務省（2024）83頁は，この提案の理由として，①含み益に対する課税繰延（税法が実現主義を採用していることによる）は富裕層納税者（high-wealth taxpayers）に不釣り合いな利益をもたらしており，多くの富裕層納税者の実効税負担率は中・低所得者のそれより低くなっていること，②含み益に対する優遇措置は，納税者がより経済的生産性の高い投資に資本を再投資するよりも，キャピタルゲイン課税を回避する目的でポートフォリオを固定し，保有するインセンティブ（ロックイン効果）を生み出していること，などをあげている。そして，「キャピタルゲイン課税の改革は，米国人の経済格差を是正し，必要な歳入を増加させる」と主張している。表10にバイデン提案の概要をまとめる。

30）審議経緯について，https://www.govtrack.us/congress/bills/117/hr5376/text　参照。

31）なお，米国ではこれ以外にも含み益課税提案が行われている。例えば以下がある。

2021年10月ワイデン（民）上院財政委員長「億万長者所得税」法案＜ https://www.finance.senate.gov/chairmans-news/wyden-unveils-billionaires-income-tax ＞

2022年4月ボウマン（民）下院議員「億万長者より赤ん坊を優先すべき」法案＜ https://www.govtrack.us/congress/bills/117/hr7502/summary ＞

また，州レベルのものとしては以下の例がある。2020年にNY州で「N Y州億万長者時価評価税法」（S.8277B/A.10414）が提案された。2021年にはイリノイ州で超富裕層時価評価税法（H.B.3475）が提案された。

表 10　米・バイデン政権（民）の富裕層含み益・ミニマム課税提案の概要

項目	概要
納税者	純資産の額が１億ドルを超える者。
課税標準	通常の課税所得に含み益（unrealized capital gains）も含めた総所得の金額。
税率と税額の計算 32)	含み益を含めた総所得に対して 25% のミニマム税を課す。 通常の所得税額と 25% のミニマム税額（所得税）の差額を「トップアップ」（通常の所得税に差額を上乗せする）の方法で課税する。 ミニマム税は，純資産１億ドル超から段階的に適用され，２億ドルを超えると 25% の税率が適用される。
二重課税排除	含み益（未実現キャピタルゲイン）に対する所得税の課税と，将来の譲渡等の時点における譲渡所得税の課税との二重課税を避けるため，過年度に支払ったミニマム税額は，税の前払い（prepayments）として扱われ，後年度における算出ミニマム税額から税額控除される（すなわち，各年では含み益の増加分についてのみ課税される）。 また，譲渡等があった時までに控除されなかった過年度のミニマム税額は，実現した譲渡益に対する所得税の金額から税額控除する。
含み損の扱い	過去累積したミニマム税額（税額控除されていないもの）が，納税者の含み益×長期キャピタルゲインの税率の金額を超える場合（大きな含み損が生じた場合などが該当すると思われる），その超えた範囲で過年度に納付したミニマム税の税額還付を受けることができる。
資産価格の評価方法	市場性資産（上場株式など，市場で取引されている資産）は，年末の市場価格（market price）により評価する。 非市場性資産については，①当初取得価格又は修正取得原価のいずれか大きい金額，②直近の投資，借入，財務諸表における評価額，③その他，財務長官が承認した方法，により評価する。非市場性資産について，納税者は毎年時価評価を行う必要はなく，保守的な変動利回りの利率（５年物国債金利に 2% ポイントを加えたもの）で評価額を増加させればよい。
流動性のない資産	資産に占める市場性のある資産（tradeable asset）の割合が財産の 20%未満の納税者については，市場性のある資産の含み益のみを 25% ミニマム税の計算に含めることを選択することができる。この選択をした納税者は，非市場性資産の含み益が実現した時点において，当該含み益の金額の 10% 以内の延滞税（deferral charge）を課される。
分割納付	納税者は，初めてミニマム税を課される年において，ミニマム税を９分割した年賦により支払うことを選択できる（注）。後続年においては，その年に発生したミニマム税を５分割した年賦により支払うことができる。
申告手続	閾値以上の金額の資産を持つ納税者は，IRS に対して，毎年，資産区分ごとに，資産の取得価格及び 12 月 31 日現在の当該資産の評価額の見積もり額，及び負債の総額について新たに定められる情報申告書を提出する。

（注）実質的には初年度に１回限りの富裕税が課された場合に類似するとの指摘もある。EU Tax Observatory（2023）78 頁。
（出所）米財務省（2024）83~85 頁より筆者作成。

32）バイデン政権が提案する 富裕層の含み益に対するミニマム税提案の計算例

計算項目	百万ドル・%
A　純資産の金額	200
B　通常の所得	5
C　通常の所得税（実効税率 35.5%）	1.8
D　資産の含み益	10
E　実効税率　C/（B+D）	12%
F　トップアップ税（実効税率 25%に必要なもの）	1.95
G　実効税率再計算（C+F）/（B+D）	25%

（出所）Garrett Watson, Erica York, “Proposed Minimum Tax on Billionaire Capital Gains Takes Tax Code in Wrong Direction” Tax Foundation を参考に筆者作成。

Ⅶ－３－２．富裕層グローバルミニマム税構想

EU の税シンクタンク「EU Tax Observatory」は，2023 年に公表したレポートの中で，ビリオネアに対する資産の 2% のミニマム税を提案している。2024 年の G20 議長国を務めるブラジルのフェルナンド・アダジ財務相は，温暖化や貧困対策等，持続可能な成長のための財源確保と富裕層の税のがれによる不公正を是正するため，億万長者に対する 2%のグローバルミニマム税課税の枠組みに G20 で合意することに意欲を示している。ブラジル提案の具体的な内容は本稿執筆時点では明らかでないが，EU Tax Observatory（2023）の提案がベースになると目されている（表 11）。

2017 年から長年 OECD の国際課税合意とりまとめに関与してきたフランスのブリュノ・ル・メール経済・財務・産業及びデジタル主権大臣は，2024 年 4 月に訪問先の米・ワシントンＤＣでブラジルのアダジ財務相との共同記者会見に臨み，富裕層課税の効率性と，課税の正義の問題があると主張し，ブラジルの G20 グローバル億万長者ミニマム税構想を強くバックアップしたと伝えられている。G20 での合意達成は簡単ではないと思われるが，これまでは研究者たちの議論とみなされてきたテーマが国際的な政治の場で議論されることは重要な転換であり，当面の G20 における議論の展開や各国の反応を見守り，適宜日本の議論の参考としていく必要があるだろう。

※脱稿直前に，2024 年 7 月にブラジルで開催された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において，累進課税の重要性などにも言及した「国際租税協力に関する G20 閣僚リオデジャネイロ宣言」が採択されたという一報に接した。

Ⅶ－３－３．含み損益課税の理論

Avi-Yonah and Gamage（2022）555 頁は，米国でここ数年，超富裕層を対象とした時価評価（含み損益課税）による所得税改革案が提案されてきている背景について，富裕層・極めて高い水準の所得に対して適正な税負担を求める上で，既存の税制がほとんど破綻しており，その是正を求める大きな流れがあることを指摘している。

また，含み益課税の本質は，課税時期について，財産の処分（譲渡）や移転といったイベントを待つのではなく，現時点で認識するものであり，「超富裕層含み益課税が行うのは，理論的には利益と損失が認識されるタイミングを変えるだけのものである」と説明している（前掲書 558 頁）。資産はいつか必ず譲渡ないし移転（相続を含む）し，含み損益は実現するものであるから，含み

表 11　富裕層グローバルミニマム税構想の概要　（EU Tax Observatory（2023）による）

項目	概要
納税者	資産の額が 10 億ドルを超える者（Billionaires）。
課税標準	資産の額。
税率と税額の計算	資産の額の 2% の算出最低税額税と，納税者の納付した所得税の額及び富裕税の額の差額を「トップアップ」（通常の所得税や富裕税に，差額を上乗せする）の方法で課税する。
二重課税排除	なし（毎年資産に対する 2%の税率による富裕税としての性格を持つ）。
含み損の扱い	（資産税なので，課税標準が減額されることで自動的に反映されると思われる）。
分割納付	なし（低税率で対象が超富裕層に限定されているので，流動性の問題は深刻なものとはならないと考えていると思われる）。
資産価格の評価方法	富裕層の納税者の個人資産（個人持ち株会社などの非市場性資産）の評価方法について，国際的に調和されたルールを策定する。
国際協調	• 富裕層の納税者が長期間居住していた国から海外に移住した場合も，一定の年数について，原居住地でグローバルミニマム税を課税する。 • 資産についての国際的な情報交換を実施する（既に実施されている銀行情報の自動的情報交換制度（CRS）の対象資産の拡充など）。 • グローバルに一元化された資産登録簿（global asset registry）を開発する。

（出所）EU Tax Observatory（2023）Chapter 5 より筆者作成。

損益課税は譲渡所得の課税時期を変更するものにすぎないという指摘は，理論的には妥当なものと思われる。

また，CRS（2022）は，含み損益課税を採用した場合のメリットとして，投資行動に影響を与えることなくキャピタルゲインに対してより高い税率を適用することを可能にする点を指摘している。

複数の米国の研究者・論者は，米国では富裕層の所得課税に関し，含み益により巨大な課税ベースが脱漏していることを指摘している。ある試算は，超富裕層の投資利益の４分の３以上は，現行法の下では完全かつ恒久的に所得課税を免れていると見積もっている[33]。

Avi-Yonah and Gamage（2022）560 頁は，オラクル社の共同創業者であるラリー・エリソン氏が，同社の株式を売却する代わりに，100 億ドルの個人信用枠を使って（つまり借入により）複数の豪邸，スーパーヨット，ハワイの島を３億ドルで購入した例を紹介している。これは，投資の実現を先延ばしにし，代わりに借入金で支出を賄うことで，「買って，借りて，相続して」という古典的なタックス・プランニング（キャピタルゲインを実現させないことで課税されることを回避する）を行った例である。これと同じことは，同様に実現主義を採用している日本の税制の下でも可能である[34]。

なお，Avi-Yonah and Gamage（2022）559 頁は，あるべき所得税の理論的根拠[35]を「消費型（支出型）所得税」に求めるかヘイグ・サイモン型の「包括的所得概念」に求めるかの問題はさておき，現実には抜け穴や政治的妥協により大きくゆがめられており，富裕層の所得の大きな部分は課税ベースから恒久的に脱漏していると指摘した上で，含み損益課税は，所得税の課税ベースを，現在より包括的所得概念に近いものとすると指摘している。

Ⅶ－３－４．含み益課税（mark-to-market）への批判

含み益課税に対してしばしば聞かれる批判の一つに，資産増加益に対する二重課税がある。含み益に対して一度目の課税が行われ，実際に所得を受け取る時に二度目の課税がおこなわれるという批判だ。しかし，Avi-Yonah and Gamage（2022）561 頁は，これは単純に誤りであると指摘している。バイデン政権の提案は過年度に支払った税を税額控除することで二重課税回避策を織り込み済であることから，この指摘は正しいだろう。

米国の著名な税シンクタンクの一つである Tax Foundation の Watson, G. and York, E.（2021）は，バイデンが提案する含み損益を含めた所得に対するミニマム税提案について，ポリシーの観点から，納税者及び IRS による管理コストが高く，米国の貯蓄を減らし，歳入の可能性が不確実であるので健全な租税政策とは正反対の方向に進んでいると批判している。また，技術的な問題として，未実現キャピタルゲイン（含み益）を含むように課税所得の定義を

33）David Gamage and John R. Brooks（2021），“Tax Now or Tax Never: Political Optionality and the Case for Current-Assessment Tax Reform,” 100 N.C. L. Rev. 487（2022）501-502 頁参照。

34）米国では，相続があった際，相続人の相続財産の取得価格はその時点の時価となる（Step up）。このため，被相続人生じていた含み益相当額は，永遠に課税されないことになる。わが国では，相続した財産の取得価格は被相続人の取得価格を引き継ぐので，こうした問題は生じない。バイデンは，Step up を廃止する税制改正を提案している（補論表３も参照）。

35）「消費型（支出型）所得概念」「包括的所得概念」について

消費型（支出型）所得概念とは，収入のうち財やサービスの購入に充てられる部分のみを所得と観念し，貯蓄を所得から除外するもの。

包括的所得概念とは，担税力を増加させる全ての経済的利得を所得と観念するもの。課税期間中の純資産の増加額と消費額の合計額が当該課税期間の所得となる。今日，日・米を初め各国の租税制度で採用されている。（参照）金子（2021）「租税法」24 版，194-196 頁

変更することは，非流動資産の評価の問題や，帳簿上含み益があっても納税資金が手元にない流動性の低い納税者をどのように扱うかなど，管理上大きな課題をもたらすことを指摘している。

この点については，米国税制もわが国の税制も，人の担税力を増加させる経済的利得は課税所得を構成するという「包括的所得概念」を支持しており，所有資産の価値の増加益も含まれるのが原則だが，実現主義の下，未実現利益については課税対象から除かれていると解されている。しかし，金子（2021）198 頁は，これは未実現利益が「本質的に所得でないからではなく，未実現利益を捕捉し評価することが困難であるからであって，それらを課税の対象とするかどうかは立法政策の問題である（特別の規定で未実現の利益や帰属所得に課税している例はいくつかある（略））」と指摘している。

含み益課税を富裕層課税と言う限定した場面で導入すべきかどうかは，技術的な問題への対処の評価[36]と，それを踏まえた政策判断の問題が必要になる。

Ⅶ－４．「負担の適正化」と「財源への貢献」（まとめ）

富裕層の税負担の適正化のための措置は，格差是正（負担の適正化）を達成し，同時に，財源になることが期待されている。それではわが国において制度的対応を考える場合，具体的に，どのような制度の選択肢があり，どの程度の負担の適正化への貢献があるのだろうか。

（１）富裕層所得負担適正化のための選択肢

これまでの議論からは，次のような選択肢について検討しうるのではないか。表 12 にまとめる。

BOX：所得税と課税の契機としての「実現」

Moore v. United States, No.22-800.（2024 年 6 月 20 日）において，米国最高裁判所は，争点だった未実現利益への課税の合憲性についての一般的な判断を避けつつ，外国子会社の留保利益に対する米国株主への課税（Mandatory repatriation tax。米国還流税）を合憲と判示した（7 対 2）。
ただし，9 人中 4 人の判事は，「実現」が憲法上の要件になると意見を述べており，未実現利益課税の合憲性を巡り，今後の議論の余地が残されている。
なお，争われたのは連邦議会が立法できる所得税の定義に関する米国憲法固有の問題であるので，重要な判決だが，米国以外の国の類似の議論への直接的な影響はないと思われる。
（校閲作業中に，ムーア事件最高裁判決に接した。）

36）時価評価による課税制度として，わが国では国外転出時課税制度（いわゆる出国税）においてすでに一定の経験がある。

表 12　富裕層所得税負担適正化の選択肢

選択肢	内容
イ）令５富裕層ミニマム税（実施済）	おおむね 30 億円（平均）を超える高い所得を対象として，3.3 億円を超える所得の 22.5% 相当のミニマム税負担をトップアップする。
ロ）令５富裕層ミニマム税の対象拡大	令５富裕層ミニマム税の閾値を 5,000 万円に引下げ（これにより Top0.1% の納税者が対象となる）ることや，ミニマム税率（22.5%）を引き上げることにより，対象を拡大する。
ハ）分離課税される金融所得に適用される税率の引き上げ	米国のように段階税率を導入し，富裕層についてはより高い税率で申告分離課税とすることが考えられる。金融所得課税の税率一般を引き上げると，総合課税に適用される税率が低い多くの一般納税者にとっては大幅な課税強化となる問題があるが，NISA が大幅に拡大（1,800 万円まで）・恒久化されたことにより，仮に金融所得課税を強化しても実質的に影響がないこととなった。
ニ）富裕層の金融所得について追加税を課す（米国の NIIT の例）	伊藤（2021）52 頁は，米国の NIIT（純投資利益税）を参考にした新たな金融所得税制（富裕層の特別税）の検討の中で，所得金額１億円を超える納税者の一定の金融所得を対象に，新たな租税の負担を課す（所得税とは別の新たな税目で附加的に課税する）ことを提案している。そのことにより，所得税本来の累進度を回復することに資するとともに，富裕層の投資する資産性所得間の水平的公平にも資すると主張している。
ホ）富裕層の所得一般に追加税を課す（米国 BBB の例）	米国 Build Back Better 法案の例では，所得 1,000 万ドル超部分に 5%，2,500 万ドル超部分に更に 3% の税率を追加することを提案していた。2021 年 11 月，下院では僅差で承認されたが，2022 年の上院修正案（Inflation Reduction Act of 2022）には盛り込まれず，法律にはなっていない。
ヘ）超富裕層の含み益に課税（mark-to-market）	含み損益課税は，富裕税のように，資産に対する繰り返し課税ではなく，将来のキャピタルゲイン課税の前払いである。課税技術的にも，資産の本質的な価値より市場の需給関係の影響が大きく，大きな含み益（あるいは含み損）を持ちうる市場性のある株式については評価が技術的に可能である。これは，課税実務上の可能性があることを示している。時価評価による課税制度として，わが国では国外転出時課税制度（いわゆる出国税）においてすでに経験がある。これからの富裕層の負担適正化のための選択肢として，含み損益課税は有望な選択肢の一つである。 財源としての貢献度可能性についても，25% のミニマム税を通常の課税所得と資産の含み益の合計金額に 課税するバイデン予算案（財務省，2024）の場合，年間 500 億ドルあまりの増収になると見込まれており，2025 年度予算の高所得者課税強化提案の中で最も規模の大きなものとなっている（これ以外の措置を含めたバイデン政権の富裕層課税強化提案の全体像については，後述「補論５」参照）。なお，含み益課税は，富裕層がキャピタルゲイン課税を免れている現在の税制度を維持しようとする有害な政治的圧力を意味のないものとする。Avi-Yonah and Gamage（2022）561 頁参照。

（出所）筆者作成。

（２）負担の適正化への貢献（イメージ）

ここでは，次の選択肢を想定し，負担の適正化にどのように貢献しうるか，国税庁の公開統計情報を用いて，所得階級別の所得税負担率への影響のイメージを描いてみることにする。

①令和５年度改正（富裕層ミニマム税）：閾値３億 3,000 万円を超える部分の所得の実効税負担率が 22.5% に満たない場合，税負担率が 22.5% になるまでトップアップ課税を行う。

②令和５年度改正を Top0.1% に拡大：令和５年度改正の仕組みを用い，閾値を 5,000 万円に引き下げることで，わが国の Top0.1% の富裕層に対象を広げる。税率は 22.5% のままとする。

③高額の金融所得（閾値 2,000 万円を超える部分）について，3.8% の追加税を課する（米国の投資純利益税型）。

④富裕層に対する追加税率を適用する。10 億円を超える部分について５%，25 億円を超える部分について更に３%（計８%）の税率を追加する（米国 BBB 法案の例）。

これら各選択肢による所得階級別の税負担率（累進度）の改善については図９のようにイメー

図９　負担適正化効果（イメージ）

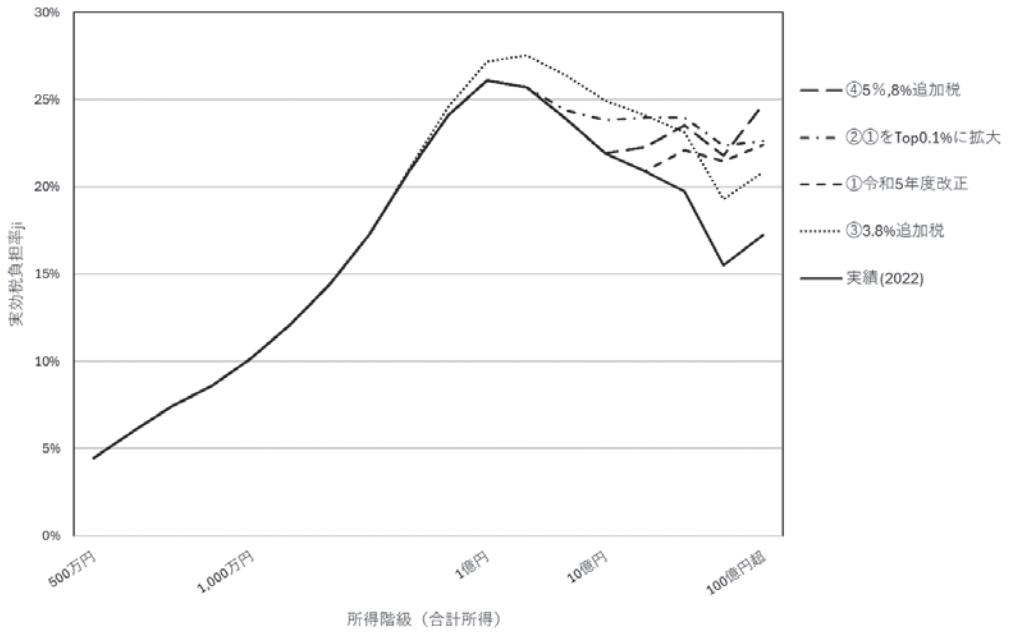

（出所）筆者作成，国税庁「令和４年分申告所得税標本調査」（2022）第一表を利用した推計。後述補論４参照。

ジを描くことができる。このイメージから見る限り，令和５年度税制改正の富裕層ミニマム税は，超富裕層の負担の歪みの是正にとって有効な制度であったと評価することができそうだ。

Ⅷ．おわりに

サエズ・ズックマン「作られた格差」（2020）10 頁には次の挿話がある。2016 年の米国大統領選挙を争って，民主党の大統領候補ヒラリー・クリントンと共和党の大統領候補ドナルド・トランプがテレビ討論会で直接対決した際の納税を巡る話題だ。トランプ氏は 1970 年代までさかのぼる伝統を無視し，納税申告書の公開を拒否していた。法律家でもあるクリントン氏は，トランプ氏が納税を回避してきたことを明らかにしようとして，唯一公開されているかつての申告書を基に「彼は連邦所得税を一銭も支払っていない」と詰め寄ったのに対し，トランプ氏は「誇らしげにそれを認め，『それは私が賢いからだ』と返した。」とされる。サエズらは「富裕層が税金を支払わないのが当然となってしまった結果，大統領候補がそれを堂々と認め，対立候補が明確な解決策を打ち出せない状況が生まれた。つまりアメリカでは，民主主義の最重要制度である税制が機能していない」と指摘している。

本稿は，先行研究や税制調査会資料等に国税庁の税務統計データを利用して筆者が行った分析を加えることで，日本においても金融所得を生む資産が富裕層に集中しており，米国と近似したと評価できる状況が生まれているほか，富

裕層の税負担率も低くなっていることを確認した。日米は類似の問題を抱えているため，富裕層課税を巡る米国の問題意識や議論，経験は，わが国の金融所得・富裕層課税の展望を考える上で参考になるはずだ。

また，課税制度を構想するためには，各種選択肢の格差是正や歳入に与えるインパクトの規模感について知る必要がある。「証拠に基づく政策立案」（Evidence Based Policy Making）が提唱されているが，租税政策を構想する上で最も重要な「根拠」の一つは実効税負担率や歳入見積である。これらを明らかにしなければ市民が租税政策を客観的に評価し選択することはできない。この点について，本稿では各格差是正策がもたらす歳入の規模感や公平へのインパクトについて，米国の経験を紹介するとともに（補論５も参照），いくつかの選択肢が所得階級別の税負担率に与える影響についてイメージを描くことで（図９）情報を提供するように努めた。

一億円の壁など，富裕層課税の公平性をめぐって，これまでは，配当や株式譲渡益等と言った金融所得の軽課税が問題であるとして捉えられてきた[37]。

しかし，ここにきて，富裕層に関しては，実現主義の下で，譲渡等が行われるまで資産の含み益が課税されない譲渡所得課税制度そのものを「優遇措置」（preferential treatment）とする見解が現れた。バイデン政権は，このことが富裕層納税者に不釣り合いな利益をもたらしているとして，課税所得に未実現キャピタルゲインを含めてミニマム税を課する税制改正を提案している（但し，立法化の目処はたっていない）。米財務省（2024）83 頁[38]。

また，2024 年４月には，2024 年の G20 議長国ブラジルから富裕層グローバルミニマム税の構想が表明された。こちらは億万長者に対して，低税率の資産課税（富裕税）を G20 で調和して導入しようと言う提案だ。フランスのル・メール大臣がこれは富裕層の課税ベースからの脱漏による課税の効率性と正義の問題であるとして先頭に立って支持を表明している。これまでは研究者たちの議論とみなされてきたテーマが国際政治の場に持ち込まれたことは注目しておく必要があるだろう。

2023 年 11 月の米上院議会公聴会において，Crapo 上院議員（共）は，米国の所得税に占める高額所得者の納税割合は大きい。高い所得税は勤労，貯蓄，投資を阻害する，と述べている。所得課税は，効率性を阻害する恐れがある税であることはそのとおりだ。しかし，米国と比較した場合，わが国の富裕層の所得税負担割合は米国の半分程度にすぎず，見劣りしている。

わが国でも，富裕層の課税ベースの活用により真剣に取り組むべき時がきていると言うべきだろう。日本の税体系は消費税そして社会保険料といった，効率的だが逆進的な財源に大きく依存してきたことで，米議会公聴会がテーマとした，支払能力に応じた税制や，一国の税制全体としての適切な累進度をいかに考えるべきかという視点がやや置き去りにされてはいないだろうか。

富裕層の課税ベースを活性化するための手法についても，各国の経験を見渡せば，わが国が令和５年度税制改正で導入した富裕層ミニマム税の対象の拡大，米国の純投資利益税（NIIT）といったサーチャージの導入，超富裕層の含み益課税（Mark-to-market）などの選択肢がある。歳出（例えば次世代への教育投資）と合わせて構想することも，説得力ある再分配強化策としてありうるだろう。

富裕層の税負担の歪みへの制度的な対応と言う点では，わが国は富裕層ミニマム税を導入済

37）令和４年度与党税制改正税制改正大綱（令和３年 12 月 10 日）９頁「高所得者層において，所得に占める金融所得等の割合が高いことにより，所得税負担率が低下する状況がみられるため，これを是正し，税負担の公平性を確保する観点から，金融所得に対する課税の在り方について検討する必要がある」

38）米議会報告書は，実現主義を規定する原稿の税制の下では，納税者は課税が資産処分時まで繰り延べられることにより貨幣の時間価値による利益を得ていると指摘している。JCT（2023）58 頁。

であり，制度的には他の国の一歩先を行っていると言えなくもない。しかし，これで終わることなく，米国の経験や知見を含め，様々な選択肢を検討することで，富裕層の税負担の適正化を図り，また，課税ベースにつなげていく可能性を探る努力を続けるべきだろう。

参 考 文 献

伊藤公哉（2021）「格差是正に向けた金融所得税制等改正の提言」，『成蹊大学経済経営論集』，第 52 巻，第 2 号，pp.31-55.

大瀧雅之（2015）「Capital in the Twenty-First Century を読む―ディシプリンと論理の重要性―」，生活経済政策，No.221，7 頁．

岡直樹（2009）「高額所得申告者・大規模法人の行動と税務行政への示唆」，『税務大学校論叢』，第 60 号．

岡直樹（2014）「日本の所得税負担の実態―高額所得者を中心に―」，『フィナンシャル・レビュー』，第 118 号，pp.47-76.

金子宏（2021）『租税法』，第 24 版，弘文堂．

岸田文雄（2021）「岸田文雄政策集」2021 年 9 月 16 日
https://kishida.gr.jp/activity/7758

國枝繁樹・米田泰隆（2023）「日本の所得税制に関する税務データに基づく分析の意義」，https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kyodokenkyu/kohyo/index.htm

厚生労働省（2023）「社会保障の給付と負担の現状」，https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html

小林庸平・平安乃・横山重宏（2023）「『子供の貧困率』はなぜ下がっているのか？」，https://www.murc.jp/library/report/seiken_230814_02/

財務省（2023）「令和 5 年度税制改正の解説」，https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/index.html

サエズ，エマニュエル・ズックマン，ガブリエル（2020）「つくられた格差―不公平税制が生んだ所得の不平等―」（山田美明訳），光文社．

田近栄治（2002）「資本所得課税の展開と日本の選択」，『フィナンシャル・レビュー』，第 65 号，pp.21-37.

ピケティ，トマ（2014）「21 世紀の資本」（山形浩生・守岡桜・森本正史訳），みすず書房．

米財務省（2024），Department of the Treasury “General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2025 Revenue Proposals,” https://home.treasury.gov/system/files/131/General-Explanations-FY2025.pdf

Avi-Yonah, S., and Gamage, D.（2022）“Billionaire Mark-to-Market Reforms: Response to Susswein and Brown,” *Tax Notes Federal*, Volume 176, July 25, 2022.

CRS（2022），Congressional Research Service “ Mark-to-Market Taxation of Capital Gains”, IF11957, https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11957

EU Tax Observatory（2023） “Global Tax Evasion Report 2024”
https://www.taxobservatory.eu/publication/global-tax-evasion-report-2024/

JCT（2019），Joint Committee on Taxation.” Estimating Taxpayer Bunching Responses to the Permanent Capital Gains Tax Rate Threshold”, JCX42-19. https://www.jct.gov/publications/2019/jcx-42-19/

JCT（2021），Joint Committee on Taxation “Present Law and Background on the Taxation of High Income and High Wealth Taxpayers,” JCX24-21. https://www.jct.gov/publications/2021/jcx-24-21/

JCT（2023），Joint Committee on Taxation “Present Law and Background on the Taxation of High Income and High Wealth

Taxpayers," JCX-51-23 . https://www.jct.gov/getattachment/b2168cb1-1026-4e58-9f62-65802dddfa79/x-51-23.pdf

Kitao, S., and Yamada, T.（2019）"Dimensions of Inequality in Japan," https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/19e034.pdf

OECD（2018）"The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD," *OECD Tax Policy Studies*, No.26.

Oxfam（2023）"Survival of the Richest: How We Must Tax the Super-Rich Now to Fight Inequality," https://www.oxfam.org/en/research/survival-richest

Saez, E., and S. Stantcheva（2018）"A Simple Theory of Optimal Capital Taxation," *Journal of Public Economics*, Vol. 162, pp. 120-142.

Watson, G. and York, E.（2021）"Proposed Minimum Tax on Billionaire Capital Gains Takes Tax Code in Wrong Direction", Tax Foundation https://taxfoundation.org/blog/biden-billionaire-tax-unrealized-capital-gains/

補論１　日本の Top 企業経営者の収入構成（報酬・配当）

東洋経済社が作成した，日本の上場企業の役員の報酬についてのデータを参考に，日本のトップ経営者（役員報酬１億円以上）500 人の所得構成（報酬・配当）をみると，おおむね補論表１のようになる。Top500 全体の収入構成比でみた場合，役員報酬から 2/3 ，配当から 1/3 の収入を得ている。

そして，Top100 の場合，配当からの収入の方が役員報酬からの収入より多くなっている。

上場株式等の配当については，一般に軽減税率（15%）の適用を受けられるが，配当の割合が非常に高い経営者は，持ち株割合が 3% 以上に該当し，総合課税（最高税率 45%）の対象とされていると推察される。

総合課税されないことによるメリットの程度（税引き後手取りの増加額）は，各人によって異なるが，数千万円から最大２億円程度，16 人合計で 14 億円あまり）と見込まれる。

なお，大口株主（3%）は総合課税となり，地方税を含めると 55% の課税が生じる。一方，持株割合が 3% に満たない場合には 15%（地方税を含めると 20%）で済む。このため，3% の保有割合基準を満たさないようにするため，個人資産管理会社経由で株式を保有する仕組みが利用されていた。この節税策は，令和４年度税制改正により大口割合（3%）の計算にあたり，個人資産管理会社経由の持分も合算されることとなったため，令和５年 10 月１日以降支払われる上場株式等の配当については利用できなくなっている。この改正は，富裕層の金融所得課税適正化のための措置の一つと考えることができる。

補論表１　役員報酬・配当収入の多い上場企業役員の状況

（億円）

金額	上位 100	上位 101-200	上位 201-300	上位 301-400	上位 401-502	全体
役員報酬	616.90	306.40	238.77	196.56	171.87	1530.5
配当	736.93	73.96	32.99	18.47	11.88	874.16
合計	1353.83	380.36	271.76	214.96	183.75	2404.66

（%）

構成比	上位 100	上位 101-200	上位 201-300	上位 301-400	上位 401-502	全体
役員報酬	45.6%	80.6%	87.9%	91.4%	93.5%	63.6%
配当	54.4%	19.4%	12.1%	8.6%	6.5%	36.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）2023/10/04 役員四季報編集部　東洋経済オンライン資料から筆者作成。

補論２　金融所得を課税すると国外に逃げてしまうか？

金融所得課税を適正化・課税強化提案に対する批判の一つに，「海外に逃げる」というものがある。

しかし，国際的銀行情報の交換（CRS）が実施されており（日本では 2017 年から），国際的に共通の基準に基づき，非居住者に係る金融口座情報が税務当局間で自動的・効率的に交換されている。

EU 委員会が税に関する研究，分析，データ共有を行うために 2021 年に設置した EU Tax Observatory の報告書「Global Tax Evasion Report 2024」（補論図 1）によると，CRS が導入されて以降，家計部門が保持する課税されないオフショア金融資産の規模が激減していることが示されている。同報告書は，CRS 情報交換によるコンプライアンス違反の減少は真のブレイクスルーであると称えている。

なお，わが国では合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する居住者は，その国外財産の種類，数量および価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を，その年の翌年の 6 月 30 日までに，住所地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされている。

なお，CRS 情報によると 2022 年（令和 4 年）に日本居住者は 10.9 兆円の金融資産残高を海外に保有しているが[39]，国外財産調書で報告された金額は，有価証券 3.45 兆円，預貯金 0.77 兆円となっており[40]，両データの間には 6.7 兆円ものギャップがあることが指摘されている。

39）国税庁「租税条約による情報交換事績」
40）国税庁「国外財産調書の提出状況」

補論図１　オフショアに保持される家計の金融資産及びうち課税されない資産の推移

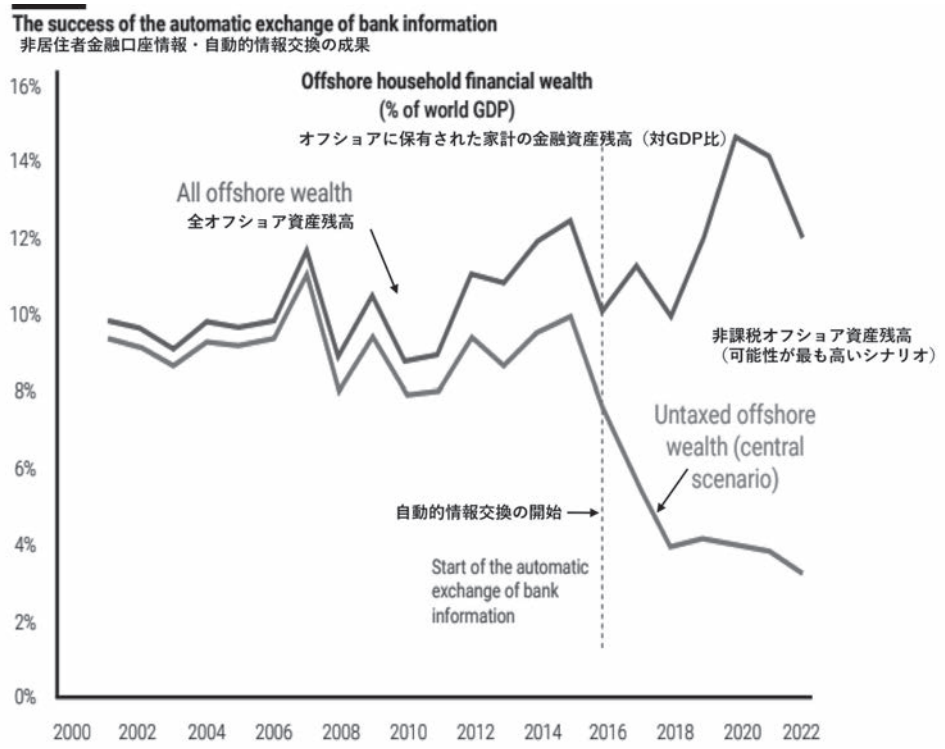

（出所）EU Tax Observatory「Global Tax Evasion Report 2024」Figure 1.
https://www.taxobservatory.eu/publication/global-tax-evasion-report-2024/

補論３　金融所得の税率引き上げは足元の税収増に貢献するか（日本の経験）

わが国で，上場株式の配当・譲渡益に適用される税率は，2003 年（平成 15 年）～ 2013 年（平成 25 年）の間は 7% に軽減されており，2014 年（平成 26 年）に本則税率 15% に戻された。特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況（源泉徴収税額・多くは，申告不要を選択したと思われる）をみると，税率が 7% から 15% に引き上げられた前年である 2013 年に 5,165 億円だったものが，税率が引き上げられた 2014 年には 4,333 億円にむしろ落ち込んでいる。これは，株式キャピタルゲインは実現の時期を選ぶことができるためであり，米国で指摘されていることと同様のことが日本でも起こったことを観察することができる。なお，時期を選ぶことのできない配当所得からの源泉徴収税収については，2013 年に 2.5 兆円だったものが，2014 年には 3.8 兆円へと大幅に増えている。

実現時期の操作は一時的なものであり，税収減が続くわけではない。キャピタルゲインの税収は市場動向との関係があるので断定的には言えないが，軽減税率 7% が適用されていた 2003 ～ 2013 年の年平均の税額（特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に係る源泉徴収税の額）は，1,441 億円であったが，2014 年～ 2022 年には年平均 4,797 億円に増加している。米国の経験について脚注 15 参照（税率はいずれも国税）。

補論図２　源泉徴収税額の推移（百万円）

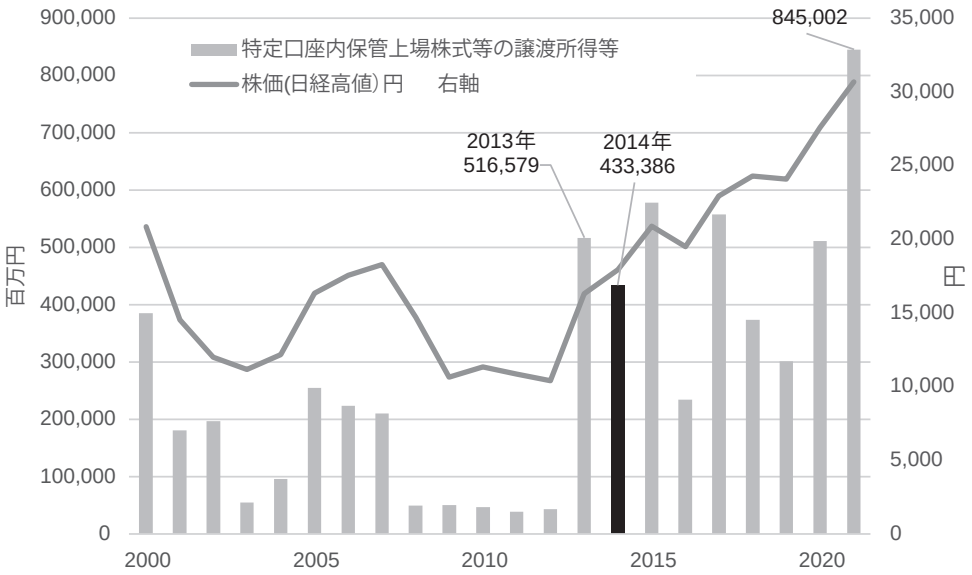

（出所）国税庁統計年報（各年）より作成。特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況。

補論４　各オプションの負担適正化効果についての推計

本文中Ⅶ－４で検討した各オプションの負担の適正化への貢献（富裕層の実効税負担率の向上）は次のとおり。

補論表２　各オプションの負担の適正化への貢献（推計）

	実績（2022）	①令和５年改正	②①を Top0.1% に拡大	③3.8% 追加税	④5%，8% 追加税
1,500 ～ 2,000 万円以下	17.2%				
3,000 万円〃	20.9%			21.0%	
5,000 万円〃	24.1%			24.6%	
１億円〃	26.1%			27.2%	
２億円〃	25.7%			27.5%	
５億円〃	23.9%		24.4%	26.4%	
10 億円〃	21.9%		23.8%	24.9%	
20 億円〃	20.9%		24.0%	24.1%	22.3%
50 億円〃	19.8%	22.1%	24.0%	23.1%	23.5%
100 億円〃	15.5%	21.5%	22.3%	19.3%	21.8%
100 億円超	17.2%	22.4%	22.6%	20.8%	24.7%

（注）各オプションを適用した場合の各所得階級毎の税負担率％（推計）を示す。各オプションの具体的な内容については，本文中　Ⅷ－４「負担の適正化」と「財源への貢献」（まとめ）（２）負担の適正化への貢献（イメージ）参照。なお，税制の変更は実現主義で課税されるキャピタルゲインの発生時期に影響するが（補論３），推計に当たりその効果を考慮していない。

（出所）国税庁「令和４年分申告所得税標本調査」第１表総括表　より，各所得階級毎に単純平均により得られた数値に基づき筆者作成。

補論５　米国バイデン政権の富裕層課税強化への取組

米国バイデン政権が４年間の間に提案した富裕層課税強化案一覧は次のとおり。議会承認を経て法律になった項目は，自社株買いに対する 1% の取引税である。

補論表３　バイデン政権の税制改革（富裕層課税強化提案）

項目		提案		歳入規模感 億ドル（注2）	（参考）現行制度	バイデン政権・財務省提案	議会法案審議×は不成立を示す（注3）
		対象の範囲（閾値等）（注1）	改正内容				
投資純利益税（NIIT）を事業所得に適用		20万ドル（NIITと同じ）	3.8%のNIITを適用	383（FY25）	適用がない	FY25, 24, 23, 22	BBB（2021）○ IRA ×
純投資利益税（NIIT）の税率引上げ		40万ドル	1.2%追加（税率5%）	429（FY25）	3.8%	FY25, 24, 23, 22	×
最高税率の引き上げ（所得40万ドル超）		40万ドル	39.6%に引上げ	311（FY26）	37% （トランプ減税）	FY25, 24, 23, 22	×
キャピタルゲイン課税の強化	通常税率を適用	100万ドル	37%（通常税率）	237（FY26）	CG軽減税率 （20%等）	FY25, 24, 23, 22	×
	贈与・相続取得価格（注4）	NA	相続時に課税		時価に変更	FY25, 24, 23, 22	×
ミニマム税の適用（評価益を含む所得）		純資産1億ドル超より段階的に適用	25%（2億ドル超）	563（FY27）	なし	FY25, 24	×
			20%	433（FY27）	なし	FY23	×
キャリードイントレスト課税（注5）		40万ドル	37% （通常税率で課税）	6（FY26）	CG軽減税率 （20%等）	FY25, 24, 23, 22	×
富裕層への追加税（税率追加）		1,000万ドル超部分 2,500万ドル超部分	5%追加 8%追加	222（FY24）	NA	Whitehouse （2021）	BBB（2021）○ IRA ×
自社株買いに対する取引税（excise tax）創設		FMV（Fair Market Value）	FMV1%	120（FY24） 78（FY24）	NA		BBB（2021）○ IRA（2022）○
〃　　の税率引上げ		〃	FMV4%に引上げ	153（FY25）	1%	FY25	未定

（注１）対象納税者（富裕層）の閾値の金額は，単身申告者・個別申告の場合を示している。
（注２）歳入規模感は，該当する年度における単年度の税収見積もり金額を記載している。
（注３）バイデン税制改革法 PL 117-169　は2022年8月16日に大統領署名。
BBB（Build Back Better Act）H.R.5376は下院で2021年11月19日に採決。賛成220，反対213で可決。
IRA（Inflation Reduction act of 2022）は修正したH.R.5376を上院で2022年8月7日に採決。賛成・反対50同数で，副大統領の賛成により可決。
（注４）米国法では，含み益の生じる資産（appreciated asset）が相続された場合，相続人の当該資産の取得価格は相続の時点における公正市場価格（FMV）となる。
（注５）キャリードイントレスト課税とは，投資事業組合に出資し組合員であるファンドマネージャーが，出資持分を越えて組合利益の分配を受けた場合，役務提供の対価として累進税率を適用するのではなく，株式譲渡益等として単一税率で課税するもの。日本では，令和３年４月１日国税庁情報（個人課税課情報２号など）で株式譲渡益等として分離課税の対象とした（バイデン税制改正とは逆の方向）。
（出所）以下の各資料他から筆者作成。
米財務省「General Explanations of the Administration's Fiscal Year Revenue Proposals」各年度
米国議会調査局（Congressional Research Service）BBB（2021）R46960（下院法案），IRA（2022）R47202（上院法案）
Whitehouse（2021）"Build Back Better Framework," 2021年10月28日, https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/10/28/build-back-better-framework/